

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

(10月2日)
(第13号)

第13号
10月2日

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第13号

○令和5年10月2日（月曜日）

議事日程（第13号）

令和5年10月2日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之

12	番	平 畑	武
13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稲 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	石 田	成 生
31	番	村 林	聡
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央

42	番	津田健児
43	番	中嶋年規
44	番	青木謙順
45	番	中森博文
46	番	山本教和
47	番	西場信行
48	番	中川正美
欠席議員 2名		
32	番	小林正人
41	番	服部富男

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野吉雄
書記（事務局次長）	西塔裕行
書記（議事課長）	中村晃康
書記（企画法務課長）	小西広晃
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐竹 宴
書記（議事課班長）	藤堂 恵生
書記（議事課主査）	西村 大輔

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見 勝之
副知事	廣田 恵子
副知事	服部 浩
危機管理統括監	野呂 幸利
総務部長	更屋 英洋
政策企画部長	後田 和也
地域連携・交通部長	清水 英彦

防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枘 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之
人事委員会委員	北 岡 寛 之

人事委員会事務局長

天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

田 中 利 佳

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、請願文書表に関する正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

令和5年第2回定例会9月定例月会議 請願文書表（新規分）正誤表

（新8頁）

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号請4「提出者・紹介議員」中

正

津市船頭町津興1535-23

誤

津市柳山津興1535-23

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇・拍手〕

○47番（西場信行） 皆さん、おはようございます。

一見知事、お元気ですか。

〔「元気です」と呼ぶ者あり〕

○47番（西場信行） それはよかった。私は、西場はそこそこであります。今日は久しぶりに一般質問をさせていただきますので、通告でお願いしておりますが、よろしく願い申し上げたいと思います。

早速入りますが、いつもの齋宮跡保存活用というところから始めさせていただきます。

文化財保護行政ということですが、このことについて質問します。

先日、文化行政を教育委員会から知事部局に移管する、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案が提出され、去る26日に三重県文化振興条例案とともに可決されております。平成30年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律と文化財保護法が改正されまして、地方教育行政法第23条に、教育委員会から知事部局に移管できる職務権限の特例に文化財の保護に関するものが追加されました。

私がかねてより、特に齋宮に関する事務分担の在り方について、外部から見て非常に分かりにくいと感じておりまして、例えば、齋宮跡の発掘調査は環境生活部が実施する一方で、齋宮跡の土地の公有化は教育委員会が実施しておると。そのため、史跡整備はどちらの部局が実施するのかなどというようなどころも含めて分かりにくいところがあります。

外から見て、こういった役割分担が不明瞭なところもありまして、そのため、齋宮跡の関係者や地元住民の間でも少し混乱したり、あるいは、県との連携のしづらさを感じたりしてきたところです。

また、全国、他県においても、文化財をまちづくりや観光に活用する観点から、知事部局に文化財保護行政を移管しておる実例が15県あると、このように聞きました。そういうところで流れはあるんですが、一方で、知事部局体制が必ずしもよい体制であるとは言い切れない課題があることも承知しております。

こういった本件について、地方教育行政法が改正され施行された直後、令和元年ですが、この県議会で私も質問しまして、その際には、教育長のほうから法改正の趣旨を踏まえて、効果や課題についても再度整理が必要となきが来ているという、そのような答弁もいただいておりますが、以来、今日このような状況で4年ほどの月日が流れたんです。

現在も文化財保護行政を所管している教育委員会として、どのようにここを考えられておるのか、そして、これまでどのような検討をされてきたのか、教育長にお伺いしたいと。

また、あわせて、この齋宮跡についてですが、齋宮歴史博物館は平成元年に整備されたが、その後、この齋宮歴史博物館の事務については教育委員会から環境生活部に事務委任をされておるといことです。

この齋宮歴史博物館の事務委任をもって、環境生活部が発掘調査や史跡整備などの齋宮の多くの分野に直接関わることができる、その点についてもう少し説明を、お答えをいただきたいなど。

どの範囲でどこまでか、あるいは環境生活部との共管というのであれば、その共管の体制というのはどういうものなのか、役割分担などについて答えをいただきたいと思います。お願いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、文化財保護行政が知事部局に移管されることになってから、これまで教育委員会がどのように検討してきたかについてですけれども、令和元年度の地教行法の改正によりまして、教育委員会の所管であります文化財保護行政は、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が担うことができるようになりました。しかし、この法改正以降も、本

県では文化財保護行政を教育委員会の所管としてきています。

また、文化財保護を推進する施設である斎宮歴史博物館を含む五つの社会教育施設については、知事部局との共管としまして、知事部局と連携、協力して取組を進めてまいりました。

こうした中、昨年度、本庁組織の再編も含めた見直しの議論を行うに当たりまして、改めて知事部局と教育委員会で文化財保護行政の実施体制について検証を行ったところです。

この検証の内容ですけれども、文化財の保存に関する権限は教育委員会、文化財を核とした観光誘客などの地域活性化の役割は知事部局と権限、役割を分けていることで、文化財の保存と活用の均衡を図りながら、継続的、安定的に取組を推進できているということが改めて確認されました。

教育委員会としては、また、文化財保護行政と学校教育、社会教育の両方を所管しているということで、地域の文化財を取り入れた郷土教育の実践ですとか公民館活動など、そういった取組を円滑に進められるということについても、現行体制の優れた点として捉えることができました。

確かに、斎宮歴史博物館については知事部局との共管であることから、担当部局の連携や外部から見た窓口の不明瞭さというのが課題であるという認識はしております。

ただ、こうした課題については、私ども関係部局が強く共通認識として持っておりまして、斎宮跡の保存、活用に係る重要な案件に関しましては、通常より連携を密にしまして業務を進めております。

また、保存活用計画の作成など、明和町、知事部局、教育委員会の担当者が集まって協議する機会は多くございまして、それぞれの機会にそれぞれの立場から議論を深めておりまして、共管による効果につながっていると考えています。

こうした検討の結果、文化財保護行政を引き続き教育委員会の所管としつつ、知事部局とも綿密に連携して取組を進めていく現在の実施体制を維持しているところです。

なお、今後についてですけれども、社会の変化もこれからございますでしょうし、知事部局の意向にも留意しながら、検討してまいりたいと考えております。

それから、斎宮歴史博物館が文化財保護の事務を行っているが、どのような考え方によるものかですけれども、平成20年度に、知事部局が所管する総合文化センターと、教育委員会が所管する総合博物館、美術館、図書館、斎宮歴史博物館、生涯学習センターを、知事部局において一体的に担当する体制に改めまして、文化芸術活動や生涯学習活動に係る県民サービスの向上や、地域の文化の発展につなげていくこととなりました。

このうち、斎宮歴史博物館ですけれども、国史跡斎宮跡の現地と一体となった博物館でありまして、斎宮跡の構造や沿革を明らかにするための発掘調査、その発掘調査、研究の成果、出土品の公開、これらの調査研究の成果を実感できる文化施設としての史跡整備などを行っています。

こうした斎宮歴史博物館特有の文化財業務に関しては、斎宮歴史博物館が持つ施設としての特色や魅力と切り離すことのできない重要な要素でございまして、施設全体として一体的にマネジメントしていくことが適切と考えております。

教育委員会としては、こと斎宮歴史博物館に関しては、文化財業務を切り離して教育委員会の下に置くことにしないということにしまして、運営管理一切を知事部局に委任したということになります。

斎宮歴史博物館が史跡斎宮跡に係る文化財保護の業務を所管しているのは、こうした判断によるものでございまして、教育委員会としては、引き続き共管の効果が最大限発揮できるように、連携、協力して取組を推進していくこととしています。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） お答えありがとうございました。

お答えいただきましたので、かなり整理できたとは思いますが、質問の途中でも申し上げましたように、この内容を庁内あるいはこの県庁の中ではそ

れでそれぞれが了解しておったとしても、この齋宮に関心を持つ者あるいは関係する者、特に地元、こういう人たちが理解できるような説明をしっかりとやっていただくことをお願いしておきたいと思います。

次に、もう少し進めます。

この齋宮跡につきましては、昭和54年に国の史跡に指定されて以降、明和町による保存、活用が進められてきておりますけれども、この県の責任でもあります史跡の早期の全容解明というには、まだ計画発掘調査が僅か17%というようなことで、これ、大きな課題が残っています。それから、平安の杜までは整備してもらいましたが、その後の史跡整備をどうするのかという課題もございます。

宮本教育長のときでしたが、懸案の史跡齋宮跡整備基本構想を策定していただいたところです。その頃、策定に当たっていろいろ、県、国、町、地元との協議の中で、今後の史跡整備について、いろいろ財政の状況もあるけれども、おおむね10年ぐらいを一つのスパンとして大規模施設整備をしていこうにしたいなど、こういう共通認識をみんな持っておったわけでございまして、それが地元の期待として続いております。

齋宮歴史博物館、そして歴史体験館、平安の杜と整備がされておりますので、そういう意味では、単純に年数を数えますと令和7年という一つの目標があって、あまりにも近いところがございますが、御努力いただきたい、期待しております。

文化財保護法の改正に伴いまして、町のほうで齋宮跡の保存活用計画の策定が進められておると。この計画は、史跡整備などの保存活用の指針となるものでありまして、県が主体で進める発掘調査や、先ほど申し上げました史跡整備などの方針とも重なることから、町と県でしっかり協力して速やかに策定されることを期待しております。

今後の齋宮跡の活用については、先ほど、文化観光と知事部局中心に進める体制が今敷かれているわけでございますが、環境生活部が取組を進めるとい期待を持っております文化観光につきまして、現在の齋宮歴史博物館や

歴史体験館などの施設をはじめとする齋宮跡の文化の活用が、これを機に大きく進むことを期待しておるところです。

そういうことから2点お伺いしますが、明和町が進めている齋宮跡の保存活用計画について、県として今後どのように支援していただくのか、そして2点目が、文化観光の齋宮跡の取組について、現在の取組と今後の取組について質問いたします。

以上です。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、保存活用計画の策定をどのように支援していくのかについて答弁させていただきます。

保存活用計画は、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となります基本的な計画でありまして、所有者または管理団体が作成するものです。明和町は史跡齋宮跡の管理団体でございまして、令和5年1月より本格的に保存活用計画の作成に着手いたしました。

作成には、町文化財保護審議会の代表のほか、学識経験者、地域の代表、さらには齋宮跡に関係する保存協会、観光協会、観光商社といった様々な団体が委員として参画しています。

県からは、教育委員会、それから文化振興課、観光振興課、齋宮歴史博物館の担当者が参画するとともに、オブザーバーとして文化庁の史跡部門の調査官が参加しています。

史跡齋宮跡は137ヘクタールという広大な面積を有し、かつ史跡内には2000人の住民が生活している全国的にも珍しい史跡でございまして、史跡保存と住民生活の両立を図りながら取組を進めていく必要がございます。このため、立場の違う人たちが協議し、合意形成を行い、それを計画の指針としていこうとするものであります。

史跡齋宮跡には、これまで史跡齋宮跡保存管理計画、史跡齋宮跡整備基本構想が作成されておりますけれども、新たに作成される史跡齋宮跡保存活用計画はこれらを包含した計画で、史跡齋宮跡のマスタープランになるもの

です。

明和町はこの保存活用計画について、令和6年夏までに文化庁長官の認定を得ることを想定しております。

保存活用計画が作成されることは、史跡齋宮跡の保存・活用のために非常に有益でございまして、県教育委員会としては、この計画が史跡齋宮跡に関わりのある多くの方々的心声を反映したものとなるよう、指導、助言を行っているところです。

引き続き、計画の記述について技術的指導を行うなど、計画作成に係る明和町への支援をより一層強化してまいりまして、計画の作成に寄与できるように取り組んでまいります。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、文化観光の取組についてお答えいたします。

今定例会議におきまして、三重の特性に応じた文化施策を総合的、計画的に推進するとともに、文化に触れ親しむことで心の豊かさを育み、観光や地域づくりなどと連携することで、地域社会の活性化につなげていくことを目的としました三重県文化振興条例を可決いただいたところでございます。

本条例におきまして、県は、文化と観光との相互の連携の促進に必要な施策を講じることとしております。これは、文化と観光の連携を地域産業の振興につなげることで、地域に経済的な活力を生み出し、その活力を地域文化の発展に還元していくことを狙いとしております。

文化と観光の連携した取組につきましては、県立文化施設が中核となって、三重の多様で特色ある文化を学んだ後で関係する各地域を訪れるという、本県独自の文化観光の取組を進めているところでございます。

今年度は、明和町、DMO、県関係部局と連携し、齋宮を核とした文化観光のモデル事業として、齋宮の認知度向上や誘客促進、史跡公園内の周遊構築、新たな体験コンテンツの造成に向けた取組を実施しております。

具体的には、認知度を向上させる取組としまして、本年8月からSNSで

文化観光の見どころを順次紹介しており、これまで延べ閲覧数は約7万4000回に達しております。

また、史跡公園内の周遊を促すため、齋宮歴史博物館と史跡公園を一体的に案内できるガイドを育成するとともに、発掘調査の現場で出土したばかりの土器に触れるなど、体験型コンテンツの構築を進めております。

さらに、この後、台湾や東京、大阪の旅行業者を招き、文化観光の体験ツアーを実施しまして、ツアーの磨き上げに向けた意見をいただくこととしております。

今後、文化施策を着実に推進するため、仮称でございますが、三重県文化振興計画を今年度中に策定することとしており、文化観光を含めた文化政策全体の具体化を図りたいと考えているところです。

齋宮における文化観光の取組についても、地域の関係者の方々と共に十分議論を重ね、この計画にしっかりと位置づけられるよう取り組み、齋宮歴史博物館やいつきのみや歴史体験館を核とした齋宮のにぎわい創出に努めてまいります。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 答弁ありがとうございました。

齋宮を核とした文化観光の取組についても、前向きな答弁をいただいたことを感謝します。

教育委員会が主になって、明和町と協力して進めてもらっております保存活用計画は、教育長の御答弁もありましたように、県が主になって進めております史跡整備計画を包含するというところでございますので、今後、この内容について詰めた協議が行われると、こういうように思いますけれども、今日は要望にとどめさせてもらいますが、今後の整備の中で、地元のほうが特に強く声が上がってきておるものを一つ紹介させていただきたいと思います。

それは、齋宮の中町裏地区の史跡整備でございまして、これは7月に開催されました策定委員会の中でも少し議題に入ったようなことを仄聞しておりますけれども、今後、このマスタープランを作成していく中で、様々な史跡

整備の協議がなされるとは思いますけれども、指定から現在に至るまで四十有余年のこの史跡に関わる様々な歴史的経緯を踏まえたと、次、この重要な遺跡もあり、また、地元の協力もある中町裏地区の史跡整備というものは優先的にお願いしたいと要望して終わります。

それでは、次に行きます。

農業研究のあり方と施設整備でございます。

本県の農業研究所は、開設から約150年の歴史があります。様々な研究成果というのはあるわけでございますが、お茶の防霜ファンとか、あるいは柑橘、ミカンにおいてみえの一番星、イチゴのかおり野など、数多く全国に誇れる技術や品種の開発が実績としてあります。

現在、この農業研究所のことにつきまして、昨年も質問させていただいたところでございますが、農業研究所は昭和45年に現在の松阪市嬉野川北に移転整備されました。しかし、もうこれ五十数年たちまして、施設の老朽化が進んでおることから、今後も研究所が社会経済の情勢変化に対応しつつ、農業を支える役割を果たせるよう、農業研究の在り方を考え、農業研究所における必要な施設整備を行う必要があるのではないかと、こういう質問をいたしたところでございます。

それに対して、答弁のほうで、長期の研究ビジョンを2か年ほどかけて検討するとの前向きな答弁をいただいたところでございまして、大変ありがたく感じております。

でありますので、今回の質問に改めてこの取組の状況、農業研究所の施設整備に関するあり方と施設整備に関する長期ビジョンの検討状況について伺います。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農業研究所のあり方、長期ビジョンの検討状況について御質問をいただきました。

農業研究所では、本県農業の動向や食料生産に関する情勢変化を見据えた研究開発の取組方向と、施設の在り方を示す長期の研究ビジョンの策定を進

めております。

策定に当たりましては、これまでに県内の農業者や農業関係団体から本県農業の目指す姿について御意見を伺いますとともに、今月に開催を予定しております学識経験者や国の研究機関、農業関係団体などによる懇話会におきまして、これからの研究所に求められる役割や今後の研究の取組方向について御意見をいただく予定としております。

あわせて、策定の参考とするため、他県における研究施設の整備事例についても、現在、調査を行っております。

こうした取組を令和5年度から6年度にかけて行いまして、農業研究所が生産現場の課題解決につながる研究開発を進め、将来にわたって本県農業の発展を支えていけるよう、長期ビジョンの検討を重ねていきたいと考えております。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 答弁ありがとうございます。

今月に懇話会を開催し、また、他県の先進地視察など、具体的な取組を進めていただいております旨、御答弁いただきました。大変ありがたく存じます。ぜひよろしく願いいたします。

一つ御紹介したいんですが、この3月に農業研究所のほうで、三重県農業研究史という製本が出来上がりました、これは昭和31年以降の研究実績、取組の経緯を1冊の資料集としてまとめていただいた。これは時宜を得た非常に重要な、今後の研究の在り方を考えていく上で大変参考になる、また、寄りどころになる書籍でありまして、この編さんの努力に感謝を申し上げたいと思います。

続きまして、黒ノリの色落ち対策をお願いいたします。

伊勢湾では、近年、クロノリ養殖において、窒素、リンなどの栄養塩類の低下による色落ち被害が深刻になっておりまして、質問させていただきます。

この令和4年の漁というのは、幸いにも色落ち被害は少なく、ほとんどなく、他県の生産が落ち込んだこともありまして、販売金額は大きく伸びてお

ります。しかしながら、生産枚数はまだ回復した状況とは言えない状況で、課題はあるわけでございます。今後、また令和5年の漁期が始まりますから、気を引き締めて、改めて対策をお願いいたしたいと思います。

短期的な色落ち対策として、クロノリの漁場やノリ網に対して直接、栄養塩類を供給する施肥に取り組むということも聞いておりまして、この点もしっかり進めていただきたいと思います。

中長期的な対策としては、きれいで豊かな伊勢湾の実現に向けて、令和4年に策定した第9次総量規制基準で緩和された基準の下で、流域下水処理場からの栄養塩類管理運転とその効果検証に注目しておるところでございます。取組状況や成果を上げていただいて、漁業関係者に伝えていっていただきたいと思います。

そこで、この効果検証を今後どのように進めていくのか、お伺いします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） クロノリの色落ち対策について御質問をいただきました。

クロノリの色落ちにつきましては、令和4年の漁期は、議員からも御紹介がありましたが、令和3年のように極端に雨が少なかったことや、大型植物プランクトンの発生が少なかったことから、被害はほとんどなかったものの、近年、色落ちの発生が続いておりまして、対策を進めていかなければならないと認識しております。

県では、短期的な対策としまして施肥の試験的な実施を、また、中長期的な対策としまして、色落ちしにくい品種の改良ですとか、環境生活部、県土整備部と3部連携によります流域下水処理場の栄養塩類管理運転の実施と、その効果検証に取り組んでおります。

この効果検証についてですけれども、農林水産部では、令和4年度から5年度にかけて、県内に6か所あります流域下水処理場のうち、2か所の周辺海域において、栄養塩類の濃度など検証に必要なデータを収集しております。

これらのデータを基に、令和6年度から8年度にかけて、全ての流域下水処理場における管理運転のクロノリへの影響についてシミュレーション解析による推定を行い、今後の管理運転の在り方の検討に生かしていきたいと考えております。

引き続き、関係機関と連携しまして、管理運転の効果検証をはじめ、短期から中長期にわたるあらゆる対策を通じて、クロノリの生産の安定化を図ってまいります。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） ありがとうございます。

従来のきれいな海づくりだけではなしに、豊かさというものをしっかり取り組んでいこうと、こういうことで、県の中の3部連携でこの取組は進めてきた、ここまで進んできたということでございます。

令和7年には豊かな海づくり大会が本県で開催されると、まさにその大会のタイトルであります豊かな海、これを令和7年に向けて具体的に三重県の海づくりを進めていかねばならないところでございますので、ぜひこの対策を今後もしっかり進めていただくようお願いいたします。

時間が押してきましたので、次に行きます。

次は、東又谷治山対策でございます。

これ、（パネルを示す）東又谷の崩落現場の写真でございまして、大変な、確認はしておりませんが、山腹崩壊では恐らく三重県最大ではないかなと思っております。

平成16年に旧宮川村で宮川豪雨災害が発生しまして、死者6名、行方不明1人の大惨事でございます。ついこの間、9月29日がちょうど19年目ということでございます。

この宮川に注ぐ桧原谷川の支流でもあります東又谷も、その平成16年の豪雨で深層崩壊が起こっております。その後、平成23年の紀州の災害であります台風でも山腹崩壊が発生し、その後の復旧対策で治山ダムが8基完成しておりますが、一向に崩壊が収束しない状況が続いております。

雨が降りますと、濁水が発生します。宮川本流に注がれます。下流の三瀬谷ダムまで濁水の川に変貌します。清流宮川の河川環境の悪化にもつながっておるところです。濁水だけではなく、東又谷上流部に堆積しております不安定土砂が、下流部の桧原谷川や本流まで流出して、毎年、多額の予算を使って県土整備部のほうで大量の河川土砂しゅんせつをさせていただいておる、こういったことの繰り返しが現在続いているわけです。

この桧原谷川、東又谷の問題は、宮川ルネッサンスを進めて清流日本一の看板を掲げてきた三重県にとっても、この治山対策は緊急を要する優先課題であると、このように思います。

あれは令和3年でしたか、大量の土砂が流出いたしまして、この2年間、国、県、大台町、地元関係者が懸命に全力でその対策に取り組んできて、今、（パネルを示す）この写真でございますが、ここまでは来ておるんですが、その整備の最中に今年のお盆、8月に台風7号豪雨で、さらに元の崩壊発生源である上流の崩壊地から大量の土砂が流れ出して、一層の被害が拡大したところでございます。

今後、このことについてどうしていくのか、地元に住まう、沿線に住まう住民の人たちから極度の不安が高まってきているこのような状況です。このような厳しい状況を踏まえて、県は東又谷対策をどのように進めているのか、お伺いします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 大台町東又谷の治山事業の今後の進め方について、御答弁を申し上げます。

大台町東又谷の治山事業につきましては、令和9年度の完成を目指し、現在、災害からの復旧や濁水の発生抑制に向けた取組を進めているところでございます。

度重なる豪雨などによりまして、溪流内や山腹に堆積する土砂はいまだ不安定な状態にあり、その土砂が流れ出した場合に受け止めるコンクリート製の大型治山ダムを新たに2基整備することとしておりまして、このうち1基

は今年度着工予定でございます。

そうした中、本年8月、台風7号の影響による記録的な豪雨によりまして、施工中の流路工が土砂で埋まるなどの被害を受けております。被災しました施設の復旧に向けては、大台町と意見交換を行いながら進めてまいりたいと考えております。

今後も地元の大台町と連携し、東又谷の治山事業を着実に進め、土砂流出や濁水の発生抑制につなげてまいります。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 御答弁いただきました。

かつての治山ダムでは考えられないほどの大型の治山ダムを、今回、2基造ってもらおうという計画を立ててもらいましたが、今回、この8月の災害を見ますと、さらに最上段の崩落を食い止めるようなダムの必要性を地元は訴えております。このことをよく聞いてこれから検討し、国のほうへしっかりと要請していただくようお願いいたします。

次に、みえ森と緑の県民税でございますが、もう時間がなくなってまいりましたので、これもう今日は要望にとどめます。

平成23年に紀伊半島大水害が起こりまして、当時の鈴木知事の決断と、県民の理解、議会の承認をさせてもらって、新たな県政課題として災害に強い森林づくりを進めるため、平成26年にみえ森と緑の県民税が創設されました。そして、県民全体で森林を支える社会づくりと併せて、その対策が進められておるところです。

この県民税の主な使い道というのは、溪流沿いの流木撤去やライフラインなどの危険木の対策、あるいは木育やボランティアなどではありますが、私、先日、この議員の仲間有志とこの林業の現地視察ということで、亀山市関町の溪流部における倒木や危険木の除去をしておる溪流沿いの森林整備、いわゆる災害緩衝林整備事業の現場を見学させていただきました。この県民税により必要性を改めて認識してきたところでございます。

この災害緩衝林整備事業は、税が創設されてからもう10年になりますので、

10年間、これをずっと続けていただいております。その数が、お聞きしますと300か所実施してきましたよと、こういうことでございます。

しかし、10年間で300か所、最近できました技術として航空レーザー測量によって解析した結果、県内で必要な危険流域が1500か所あると、こういうことを聞きました。

今後、10年間で300か所程度の整備であれば、単純に50年間要ることになりまして、その間にまた新しいニーズも出てくるということですから、この拡大の検討を急がねばならない、まずは、来年度のみえ森と緑の県民税の継続を強く要望して終わります。

最後になりますが、宮川の流量回復と水質確保についてでございます。

この7月に国土交通省から、全国一級河川のBODなどの水質調査結果が公表されまして、令和4年の水質が最も良好な河川、15河川が発表されましたが、昨年に続きまして宮川は日本一のランクに至らず、選定されませんでした。このことは清流日本一を掲げて宮川ルネッサンス事業に取り組んできた三重県にとって、そして関係流域7市町にとって極めて残念な結果となっております。

この結果を受けて、宮川流域7市町が、市長、町長の連名で再現渇水流量として宮川ダム直下の毎秒2トンの放流実現を求める要望書とともに、また、大台町からは最上流部対策としての4.5トンの要望書を県に提出するため、今、一見知事との面会の日程調整が行われると聞いております。

そして、また、海女と真珠のふるさとであります漁業の町、鳥羽市からも、漁場における栄養塩類の低下によるクロノリの色落ち被害が続いており、宮川の河川を介して伊勢湾に流入する河川流量を増大してほしい、宮川ダムからの維持放流0.5トンのさらなる増量を求める要望書の提出も併せてであると、このように聞いております。

このような状況を踏まえて、平成12年に宮川流域ルネッサンス委員会水部会から県へ提出されました、宮川ダム直下毎秒2トン放流の再現渇水流量の実現に向けて、今後、県はどのように取り組んでいくのかということ。

特に、2020年に宮川ダム直下から三瀬谷ダムまでの上流部における流量回復、2トン放流を目指して、宮川のより良い流況に向けた流量回復検討会議が設置され、取組がなされておりますが、この3年間の取組の成果というのは全く見えてこない、私はそのように感じております。検討会議の現状と今後の進め方について伺います。

もう一つ、平成30年に開催された知事と大台町長との対談において流量回復がテーマになりまして、町の要望に応じて、流量回復と大和谷川からの直接放流の対応については、県庁内の部長級をメンバーとする宮川流域振興調整会議でしっかりと検証していきたいと、当時の知事が答弁されています。この発言からも明らかなように、流量回復問題を県庁全体で取り組もうと立ち上げられた宮川流域振興調整会議の役割と責任は極めて重いと思います。

しかし、聞くところによれば、この調整会議は年に一、二回、10分程度開かれるというような状況のように聞いております。形式的な会議になっているのではないか、果たしてそれでやっていけるのか、甚だ疑問に思います。

そこで、この流域調整会議の取組方について、2トン放流実現を議題として、この実質的協議がされる会議にさせていただくとともに、会議の公開や、あるいはできるだけ知事も出席していただく、そんな協議をお願いしたい。この取組方についても伺います。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議の現状と今後の進め方、それから、宮川流域振興調整会議の進め方についての御質問でございます。

流量回復等検討会議につきましては、河川の水質、新たな観測地点での河川流量、アユ等の生息環境などの現状把握など、関係部局の取組について情報共有、検討を行っています。

令和4年度調査の結果としては、河川水質は環境基準をおおむね満たしており、アユの餌となる付着藻類の環境としてもおおむね満足していたことを確認しております。

関係者から河川環境に関する意見がございましたので、今後はその原因を明確にするための調査にも着手していきたいと考えております。

流量回復の取組につきましてでございますけれども、令和3年4月にかんがい放流と流量回復放流を併せて行う同時放流について試行的なルールを策定し、令和4年度に初めて実施いたしました。

本年度は7月から8月に降雨が少なく、7月13日から流量回復放流を実施いたしましたが、7月18日からのかんがい放流を実施するに当たっては、宮川ダム貯水量の減少や農業用水の使用状況を考慮して、同時放流は実施いたしませんでした。

また、これまでのこうした取組に加えまして、取組方針案の取りまとめに資するように、昨年度から利水者などの関係者と意見交換を始めているところでございまして、その中では、具体的な方策や費用負担の在り方などを流域関係者間で議論し、合意形成を図ることが必要であるなどといった意見もいただいているところでございます。

引き続き、検討会議において、宮川ダム直下毎秒2トンの流量に近づけるための方策について、利水者などの関係者や流域市町と丁寧に意見交換を重ね、検討を行ってまいります。

宮川流域振興調整会議についてでございます。

振興調整会議につきましては、実質的な議論ということで、実務を担当する課長で構成しております幹事会を設けております。

幹事会では、各課からの詳細な取組状況を報告の上、今後の取組に向けた意見交換を行っているところでございます。

そして、振興調整会議につきましては、調整会議の設置の趣旨も踏まえまして、流量回復についても、地域づくりという大きな観点から、関係部長とこれまで以上に状況をもっと共有しながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 一生懸命やってもらっていると思いますが、なかなか

遅々として進まないような状況ですね。

この検討会議は、宮川水力発電事業を民間譲渡したときに100億円余りの金額が出て、そのときにその金額を国体に使いたいという県の強い要請を受けて、これは宮川の流域あるいは流量に使うべきでしょうという、いろんな議論を重ねました。その中で、それは一般財源でやるから、これは何とか国体成功のために協力してほしいという強い要請がある中で、ならばもう時間をかけずに、この流量回復を進めるプロジェクト会議をつくってくれと、こういう中で、その条件とは言いませんが、そういう中でできてきたこのプロジェクト会議ですよ。それが3年もたっても、まだ何とかのネコギギの調査をしたり、やりますやりますって言って関係者との協議は1年も2年もかかっているようなことでは駄目。

それから、調整会議は平成26年に譲渡したときに、流域7市町からこういった県と、それから関係町と、それから、利水関係者との共同で意見交換できる組織をつくってほしいという要請が出たときに、県はまず県庁内で協議する組織をつくらせてもらいますということでスタートした。それが、もうこれから10年近くになってくる中でこんな状況ではいけません。

こういう状況を踏まえて、ちょっと知事の考え方を改めて伺っておきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、多気町、明和町、大台町、そして鳥羽市、こういった8市町まで広がってきた宮川の流量回復を求める声、県内の状況、そして、昭和32年に宮川ダムができて以来、六十有余年のこの歴史的経緯を踏まえて、流量回復に対する知事の考えを伺います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 以前、この県議会でも西場議員から御質問をいただきました。国体開催も含めまして、今までいろんな議論があったということも、そのときもおっしゃっていただきましたし、今日もおっしゃっていただきました。

様々な経緯があり、かつ地元の方々の思いというのは、私はたまたま亀山

市でありますけれども、地元に住んでいたらやっぱり思いというのはあるんだろうなというのはよく分かるところございます。また、議員が熱心に御質問いただいているというのも、地元の声を受けてのことであろうと思います。

重要なのは、御地元でおっしゃっておられる方々と議論を重ねていくということは、これ、とても重要でございます、その点は先ほど廣田副知事から御答弁申し上げたところでございますけれども、県庁内での議論、加えて、地元の方々ときちんと議論すると、それをやらせていただくということであろうかと思っております。

検討会議、それから調整会議、仕組みはできておりますので、きちんと議論を重ねながら、どういう形があり得るのかということ、調査に時間がかかるものの中にはあろうかと思っておりますので、この状況につきましても、議員にも、そして地元の心配されている方々にもお知らせさせていただくということが重要であろうと考えます。

[47番 西場信行議員登壇]

○47番（西場信行）これが、（パネルを示す）宮川ダムでございます。この流量回復に取り組むときに欠かせない認識、課題の第一は、宮川ダムは発電後の水を河川本流に戻すことなく、他の流域、熊野灘の三浦湾へ放流しておる流域変更のダムです。流域変更のダム。大型発電ダムで恐らく、恐らくですよ、全国唯一だと思います。

発電に使用される水量は年間、年によって違いますが、およそ3億トン、東京ドーム240杯の水、これを発電のために本流へ戻すことなく熊野灘へ放出すると、こういうことでございまして、この認識をまっすぐと持って、この宮川の流量回復をどう進めるか。これ、知事の大先輩である最初の公選知事の青木知事がこれを決断して、発電を始められ、そして、この南部の活性化の一助になるように宮川総合開発計画を進めたんです。

大変な成果もありましたけれども、河川環境に関して、あるいは海の環境に関して、大きな問題が今出てきているということです。

もう一つは、今、この放流口の問題です。今、放流している口に流量回復

を扱う放流口はありません。副知事が同時放流と言いましたけれども、農業用水の放流口を、空いておるときだけ、使っていないときだけ、使っていない空き口をちょっと借りて、流量回復を農業かんがい用水とともにやらせてもらう、それを同時放流としておるんです。臨時的にやらせてもらうておる。

だから、これから0.5トンと2トンに近づけるといのは、もうルネッサンス以降、県の持つ目標なんですから、まずは流量回復のこの新設放流口をどのようにして造っていくかと、このことを併せて一緒に検討していただかねばならないと、このことを申し上げたいと思います。

この放流口の新設ですが、平成18年に県土整備部が選択取水塔ということまでこれを造っていただきました。しかし、新たに流量回復の水を出すとしますと、新たな選択取水塔、もしくは地元が強く要望する上流部の大和谷溪流から直接取水して、それをパイプで堰堤まで持ってきて、それを流していく、言わば直接パイプ放流方式というように地元では呼んでおりますが、このことを度々要望してきておるところでございまして、これを真剣に考えていただきたいと思います。

そして、私は、時間ありませんけれども、その先進事例に出会いました。（パネルを示す）これは、この3月に完成した伊賀青山にあります川上ダムであります。そして、この木津川上流にあります水資源機構の川上ダム見学の中で特に印象に残った施設として、流入水バイパスの管水路2.1キロメートルというのがありました。それは今出ました、（パネルを示す）これですね。

このダム湖の一番最上流に川上川が流れ込んできておりますが、その川上川が流れ込むところで取水します。そして、そのパイプを施設して川上ダムの直下にあります深瀬川といいますか、ちょっと間違っていたらごめんなさい、（パネルを示す）こういう形で放流しています。奥が流入水のバイパスの管水路から出てきた放流水です。手前が選択取水塔、ダムのすぐそばにあります選択取水塔で、水温、濁度を調整しながら出した水でございまして。

この違いが何を語るかということについては、今日はもう時間がないの

で議論いたしませんけれども、これが我が県の川上ダム、そして、大分県日田市にあります大山ダム、これ2か所だけにあるんです。せっかくの先進事例がこれあるんですから、これを参考にして、この地元が言います大和谷川からの直接パイプ方式、これについてしっかり流域調整会議、または検討会議、こういうものを通じて検討していただきたいと思います。

もう一つ質問がありました、もう時間がありません。もうこれで終わりたいと思いますが、大事な質問だったんです。

国体基金の残額の活用について、このタイトルから中身を察してもらって、しっかりと検討していただくよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。14番 廣 耕太郎議員。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○14番（廣 耕太郎） 皆さん、こんにちは。新政みえ、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の、走れコータローの廣耕太郎でございます。

冒頭に私、深々と頭を下げさせていただきました。この4月に選挙があり、初めての一般質問になり、ここに立たせてもらうことに本当に感謝申し上げ

るといふことで、深々と頭を下げさせていただきます。特に悪いことをしたわけではございません。

私もそうなのですが、皆さん、選挙後初めての一般質問といふことで、私も、リフレッシュというふうな、フレッシュな気持ちで今日は質問をさせてもらうわけですが、議場も何か新しくなりましたね。残り時間もすぐに分かりますし、ビジョンもすごく大きくなりましたね。本当に見やすくなったと思います。

ただ、一つちょっと引かかることといふますか、先日、吉田議員が議案質疑をされました。そのときに、カメラがずっと上から映しているんですね、アングルが。私、上からずっと、映されると非常に厳しいものがありまして、今日は、ここだけの話で、ないしょにしてほしいんですが、今日は魔法の黒い粉をかけてきまして、朝から妻にかけてもらいまして、今日はカメラは気にしないように対処してきたわけでございます。今後、私のことを、振りかけ議員とか、あんまり言わないようにしていただきたいと、こういうふうにするわけでございます。

それでは、中森博文議長、フルネームです、お許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

今回の質問も新型コロナウイルス感染症についての質問でございます。この質問、去年もおととしも、3年連続、この質問をさせていただくことになりました。皆様からはもうあんまり言わんとけといふふうな声をいただいておりますが、私は新型コロナウイルスについて、いろんな部分について懐疑的になってしまうわけですね。

本当にこの新型コロナといふのは怖いのか。確かにかかれば怖いんですね。後遺症も残るといふことで、それは分かっておるんですが、ただ、前々回るときも言わせてもらいましたが、何かやたら怖い怖いと、怖がらせるような報道に偏っておったんじゃないかなといふ気がします。ワイドショーであれだけ怖い怖いといわれますと、もうみんな外に出られなくなるんですね。

そういう意味では、私の母も被害者の1人でございます。私の母は89歳、

3年前は86歳ですね。86歳の頃は自転車で走って本当に元気だったんです。元気だったんですが、ただ、このコロナ禍の関係で家にひきこもりというか、家にずっと引き籠もってしまいました。

母は音楽大学を出ていまして、コーラスをしていました。たくさんの方を集めて、そして楽しくコーラスをやっておったんですが、やはり年配の方ばかりだったものですから、集まること、集うことができなくなった。そして、皆さんと話をしなくなった。

今、母は父と2人で暮らしておるんですが、だんだんだんだん言葉が出なくなってきたんですね、言葉が。太ってきました。もともと太ってはあったんですが、さらに太ってきて、家でこけました。こけて大腿骨を骨折して、今は入院しています。入院しているんですけども、今、コロナ禍ということで、面会ができません、面会が。人と話しても、私とも面会できないんですね、ずーっと。それで認知症になってしまいました。本当に残念です。私は本当に新型コロナが憎い。そういう気持ちでいっぱいでございます。

ただ、この情報なんですけど、インターネットで見るといろんな情報が入ってくるんですね。だから、テレビや新聞では出ていないような、そういうふうな情報があります。ただ、これは当然、年配の方はそういった情報はありません。

だから、例えば前日も言いましたが、死亡者数のカウント、死亡者数をどういうふうにカウントするか。これは、PCR検査をして陽性であれば、脳卒中でも心筋梗塞でも、それでもう交通事故でも、交通事故でも、新型コロナで亡くなったとカウントしてくださいということで、何か水増しをしておるといいますか、新型コロナの死亡者数を増やして、怖いですよ怖いですよってあおっておるような、そういうふうな気がするんですね。今、大体、国も、ほかの外国も収束してきましたというか、数字は出てきました。

そこで、まず初めに、新型コロナウイルス感染症の被害について、諸外国と日本、そして三重県の死亡者数についてお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

〔松浦元哉医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（松浦元哉） 諸外国と我が国の新型コロナ感染者の死亡者の状況について御答弁申し上げます。

我が国の新型コロナウイルス感染症による人口10万人当たりの死亡者数は、全数を把握しておりました本年5月7日までの累計でございますが、59人、本県は60人となっております。

諸外国のデータにつきましては、オックスフォード大学が運営しております「Our World in Data」において公表されておるところでございますが、それによれば、例えば欧米におきましては、アメリカの死亡者は人口10万人当たりで333人、イギリスの死亡者は337人で、我が国の5倍以上の死亡者数となっております。

中東地域におきましては、イスラエルの死亡者が132人、トルコが119人で、我が国の約2倍の死亡者数、アジア地域におきましては、隣国である韓国の死亡者数は67人、人口規模が似ておりますフィリピンにつきましては死亡者数が58人で、我が国とほぼ同様な死亡者数となっております。

本県の死亡者数が、このように欧米各国と比較して低い結果となりましたのは、いろいろ要因はあるかと思いますが、何と申しましても、最前線で努力いただいた医療従事者の皆様の献身的な御尽力と、県民の皆様の感染対策への御協力のたまものだと認識しております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

やはりこれ、欧米ではかなり高いんですね。しかし、アジアでは低いんですね。アジアを見ますと、先ほどの話、フィリピンなんかは、日本とそんなに変わらないというか、日本よりも低い58人。

昔は、日本人はきれい好きであり、みんながマスクしていると、だからこれだけ低いんだ。だったらフィリピンもそうだったんですかという感じなんです。もともとそういった抗体があったのではないかな、それは人種によって違うのかなという気はしますけれども。

さらに、これ、オミクロン株というやつに変わりましたね。アルファ、ベータ、ガンマ、デルタでオミクロン、オミクロン株の中でも何か、エリスやらピロラやらあるわけなんですけれども、オミクロン株に変異してからの状況はどうだったのでしょうか。

〔松浦元哉医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（松浦元哉） オミクロン株に変異してからの日本と三重県の死亡者数の状況でございますが、オミクロン株に置き換わった令和4年1月から、いわゆる第6波以降の新型コロナウイルス感染症による人口10万人当たりの死亡者数は、令和5年5月7日までの累計で、全国では47人、本県では51人となっております。デルタ株が主流となっていた第6波以降の推移を見ますと、致死率につきましてはかなり下がっているということで、本県の第5波の状況と第8波の致死率の状況を比べますと、第5波のときに0.53%であったのが、0.25%というような状況になっております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） かなり減ってきておるということですが、これをちょっと見てください。（パネルを示す）これは、新型コロナのデルタ株とオミクロン株、そしてインフルエンザ、これの致死率ですね。60歳未満をちょっと見ていただくと、オミクロン株で亡くなった方は0.000何%、インフルエンザでは0.01%ということは、今のオミクロン株の致死率、いわゆる怖さというのは、インフルエンザの10分の1にも満たないと、それぐらいのものなんだということでございます。

それで、私がちょっと不思議なのは、新型コロナにかかると亡くなるということなんですけれども、一体どうやって亡くなるのかなと、どうやって。私は、素人なりに考えますと、何か息苦しくなって、呼吸困難になって亡くなっていくのかなと。私は素人考えですから間違っているかもしれませんが、そういう方が多いんじゃないかなと思っています。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、呼吸困難になったときに、これは最終兵器と言われるECMOってありますね、ECMO。人工呼吸器ですね。

この最終兵器を使うと大体7割ぐらいの方が助かるというデータがあるわけですが、このECMOは、三重県には4台あると聞きました、4台です、4台。今までどれぐらい稼働してきたのか。もう新型コロナウイルスが出てから1000日以上たっていますね、1000日。1000日で、この4台、4台あるから1日1回とすると4000回、1日で終わるかどうかわかりませんが、4000回あるわけですね。何回、実働したのか、稼働したのか、まず、回数を教えてください。

○医療保健部理事（松浦元哉） ECMOによる治療を必要とする患者の皆様には、入院受入れ機関であらかじめ取決めを行っておりまして、円滑な受入れ体制の整備に取り組んできたところでございます。

県内では、令和2年度から、デルタ株が流行していた令和3年8月にかけて、合計5例の実績があり、必要な患者には対応を行ってきたところでございます。

議員がおっしゃられた4台でございしますが、補助をしましたのが4台、そのほか、新型コロナの受入れ患者に対応するために独自で1台を整備されている病院がありますので、合計5台をお願いしながら、5例の対応を行ったところでございます。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） たったの4回、5回ですかと、この3年間。3年以上たちますよね。何でこんなに少ないんでしょうか。本当に新型コロナで亡くなっている方がそんなに多かったかどうか、何か私、不思議ですね。それは持病が悪化して亡くなる方も多いか分らないんですけども、この回数の低さ、何でこんなに回数が少ないのか、何か理由あるのか。あれを操作するオペレーターとかが何か足りないというふうな話もちよっと聞いたことがあるんですが、なぜこんなに少ないのか、たったの四、五回なのか、その理由をお聞かせください。

○医療保健部理事（松浦元哉） ECMOの使用実績が少ない理由でございしますが、ECMOによる治療は、日本集中治療医学会等が示しておりまして、

基本的な注意事項が示されております。

その中で、合併症の可能性が高い治療法であるために、慢性心不全とか、そういった病気を持つ方、それから高齢者などは一般的に適応外ということで、活用事例が限定化されております。

死亡者数が大幅に増加しましたオミクロン株流行後の本県の死亡者数は、90%以上が70代以上の高齢者となっております、ECMOによる治療を行う判断には至らなかったことが原因であると考えます。

それから、オミクロン株流行後につきましては、ウイルスの特性の変化や、それから、新たな治療法、治療薬が確立されたということもあって、重症化率が下がったということもありまして、ECMOの活用事例が少なかった要因であると考えております。

ECMOにつきましては、必要な患者がECMOを使うことによって救命できるように、引き続き体制の整備に努めたいと考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） 私も専門家ではございませんので難しいことはよく分かりませんが、そもそもかからないようにすればいいんだということで、ワクチンを打つわけですね、皆さん、ワクチン。その新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種について次にお聞きしたいんですが、国と三重県のワクチン接種率、まずこれの年代別のワクチンの接種率、これについてお聞かせ願いたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（松浦元哉） ワクチンの接種率の推移、それから年代別の状況についてお答え申し上げます。

年代別につきましては、65歳以上の高齢者と小児の状況をお示しさせていただきます。

国と三重県の接種率については、国から提供されております9月17日時点のワクチン接種記録システムのデータでありますけれども、初回接種、これは2回接種された方でありまして、完了されている65歳以上の方は、

国で92.6%、三重県で93.1%でございました。

それから、令和5年5月8日以降開始しました追加接種、いわゆる春開始接種におきましては、追加接種をした65歳以上の方は、国が56.2%、三重県が51.1%となっております。

それから、小児の状況でございますが、9月17日時点で、5歳以上11歳以下の小児の方を対象に行います小児接種のうち2回目が完了している方は、国が23.4%、三重県が21.6%でございます。3回目が完了した方につきましては、国が9.9%、三重県が8.4%となっております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） これをちょっと見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは、1回目、2回目、国の回数ですね。1回目、2回目、3回目、4回目と、だんだんやっぱり減ってきているんですね。減ってきています。三重県も減ってきていると思うんですが、なぜだんだんこの接種率が減ってきているのか、何が原因なのか、それをちょっとお聞かせください。

○医療保健部理事（松浦元哉） 接種率が低下してきている要因でございますが、例えば先ほどお示ししましたデータで、高齢者の方の接種率が低下してきております。

特にアンケート調査などを実施したわけではございませんが、いろいろ要因を、ワクチン業務に携わっている人たちの声とかを聞きますと、一つには、5月以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこと、あるいは、感染が広がりまして、感染したことにより接種時期をずらさざるを得なかったであるとか、既に感染された方が追加接種を不要でないかと考えてしまったり、あるいは、4回、5回と、高齢者の場合は回数が増えてまいりますけれども、そうした回数が増えるごとに、時間が経過しても予防効果はあまり変わらないんじゃないかという誤解もありまして、追加接種に関する意欲が低下していることなどが原因じゃないかと考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） 接種率は低下しているというものの、やっぱりかなり

多くの方が接種しているんですね。オミクロン株というのは弱毒性であるけれども感染力はあると聞いています。しかし、世界でも日本は、今も断トツでワクチンの接種の回数が多いんですね。もう皆さんで4億回以上を打っているんですね。

そこで、名古屋大学の小島教授によると、7月17日時点で、日本では10万人に51人、毎日新規感染者が出ています。なのに、アメリカではどうかと。アメリカでは、10万人に対して0.3人、0.3人です。日本の170分の1なんです。日本以外は、もう去年の8月から、国を挙げてのワクチン接種というのはしていないそうです。イスラエルでは4回でもうやめて、やめたら逆に感染者がほとんどいなくなったということでございます。今まではBA.5に対するワクチンですか。今回はXBBという何かワクチンなんですね。9月20日から、皆様、接種券が出てきていると思いますけれども、そのXBBワクチンは、この先生によりますと、人間での臨床実験を行っていないんです。臨床実験を行っていないんです。世界でこのワクチンを、国を挙げて打っているのは日本だけなんですね、日本だけ。欧米では、ワクチンを打つほうが余計に感染するというのが常識になっておるということでございます。

そこで、ワクチンの有効性についてです。ワクチンを接種しても感染する人はいます。みんなそうですね。ワクチンを打っても皆さん、感染していましたね。他者にも感染させているのではないかと思うんですが、その感染した人でワクチンを接種した人の率、その状況をお聞かせください。

○医療保健部理事（松浦元哉） 感染された方のうち、ワクチンの接種をした人の状況についてお答えさせていただきます。

令和4年1月から7月の期間において、県独自で新規感染者数に係るワクチン接種の状況を調査しております。その結果によりますと、接種の不明者を除きます7万5143人おりましたが、そのうち未接種の方が2万6816人、1回以上接種された方が4万8327人となっております。

数だけ見ますと、1回以上ワクチンを接種された人のほうが多くなっており、県民の方のうちワクチンを1回以上接種された方の割合は約8割

以上であることを考えますと、未接種の人に比べて、ワクチンを接種された人の感染率はかなり低くなっていると考えています。

それから、その調査におきましては、ワクチンの接種回数別の重症者数、あるいは死者数の割合も調査を行っております。これによりますと、ワクチンの接種を重ねることで重症化率や死亡率は低下しております、例えばそのときの調査では、4回以上の接種者では、重症化率、死亡率はともにゼロであったというような結果も出ております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） そういうふうなカウントの仕方でもあるのかと思うんですが、ただ、このワクチンを打った後、ワクチン接種後の免疫力、これについてお聞きしたいと思います。

接種後の何日間、免疫力が上がるのか、私が聞いておるのは、打ったときは、大体1か月か2か月は免疫力は上がるんだけど、それ以降になると、逆に免疫力が下がってくるんじゃないかと、打つ前よりも免疫力が下がっていくんじゃないか、そういうふうな話を聞いたことがあります。この点についてお聞きしたいと思います。

○医療保健部理事（松浦元哉） 免疫力についての御質問でございます。

いわゆる免疫力につきましては、仕組みは非常に複雑でございますので、免疫の一つとして考えられている抗体について、国の審議会におけるデータを御紹介させていただきたいと思っております。

新型コロナワクチンにおける抗体につきましては、ワクチン接種前後のデータが国の審議会の資料で示されておまして、これによりますと、従来型に対応したファイザー社のワクチンの3回目接種前と接種後における抗体量の推移について示されております。

接種前が378という抗体価が、接種1か月後には1万9674、約2万、接種3か月後には1万376、約1万と推移をしており、1か月後の抗体の値は接種前に比べまして52倍になっています。3か月後でも、減少するものの、接種前と比較すれば27倍の値であり、専門家によりますと、一定の有効性は保

たれているとされております。

さらに、その後に報告された調査結果では、接種6か月後の抗体の値も、接種前と比較して16倍の値であるというような報告もなされているところでございます。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

ただ、最後にまた言いますけれども、もうこの免疫力、ワクチンに対しては免疫は、免疫力が出てくる、そのほかにも出てくるかも分かりませんが、ほかの病気についてはどうなのかということはまだ不明だと聞いております。

ワクチンを打っても打たなくても何かうつるときはうつるというふうな感じはするんですが、これをちょっと見てください。（パネルを示す）3番目です。これは、10代の方の感染リスクとワクチンのリスクでございます。感染した10代の方で重症になった方は14名ですね。死亡者が7名。先ほども言いましたけれども、この死亡者の中には、交通事故で亡くなった方も入っていました。これ、前回、私、言わせてもらいましたが、それが入って7名です。

ところが、ワクチンを打って副反応の疑いのある方は、重篤な患者、小さい子どもたちが398人。398人も子どもが、重篤な後遺症があるんですね。そして5人が亡くなっておると。これはすごい結果だと思うんですね。

私が聞いたところ、いろんな番組、「大石解説」とかという番組で見たこともあります。リトルリーグでピッチャーで4番の子どもが、ワクチンを打って途端に動けなくなったと。学校に行けなくなった。中学校にもほとんど行っていない。そのときに親御さん、お父さんは、その息子に対して、もっとお父さんを責めてくれと、ワクチンを打ってこいと言った俺を責めてくれとって泣いていました。そういうふうな重い副反応もたくさん出ているということです。

確かに、先ほども言いましたように、新型コロナにかかると大変です。新型コロナの後遺症もあると思います。しかし、ワクチンの後遺症もあるんだ

と。判断材料、打とうか打つまいかと考えときに判断材料として、ワクチンのベネフィット、効果、そして危険度、リスク、それを、やはり同じ情報を同じ量で与えて、それで判断する。何か、ベネフィット、効果の部分だけが物すごく多く出されて、逆に、ワクチンのリスクのほう、後遺症がこれだけ出ましたよという情報というのは何か少ないような気がしますですね。少ないような気がする。

これを見てください。（パネルを示す）これは、新型コロナワクチンの接種回数4億564万回、今はもうまた増えていますね。9月20日からワクチンを皆さん打っていますから、まだ増えていると思うんですけども、その中で、接種後の副反応の疑い、これは3万6433件あります。約3万6000件です。でも、これは氷山の一角と言われています。まだまだ本当はたくさんあるんじゃないか。病院に行っていないくても、何か調子が悪い、そういう方は多いんじゃないか、これの約3倍ぐらいになるんじゃないかという専門家もいらっしゃいます。

同じく、接種後の死亡の疑い、この数字もそうです。2074件と言っていますけれども、遅延性で後から効いてきて、それで亡くなる可能性もあると。だから、これも氷山の一角ではないかと言われています。

次、これを見てください。（パネルを示す）これは、国が認めた、救済した人数ですね。今まで、2022年11月5日、愛知県愛西市の42歳の女性が、ワクチンを打って待機所で7分後に苦しみ出して、そして1時間40分後に亡くなりました。厚生労働省は、この方を初めて、2022年の11月5日に、これをワクチンとの因果関係ありということで認定しました。

今まで、ここにありますように、過去に46年間で認定されたのが3522件です。予防接種健康被害救済認定です。3522件。死亡者が151件です。じゃ、今回はどうなのか。今回はどうなのかといいますと、これですね。（パネルを示す）もう今の時点で、この3年で3810件ですよ。3810件がもう認定されているんです。死亡認定は210人です。今のところ210人。210人が死亡認定。もう、過去の46年間の認定数を、もうこの二、三年で抜いているんですよ。

既にもう抜いているんです。これからまたさらに増えるのではないのでしょうか。こういうふうな状況なんです。

アメリカはどうだったかといいますと、アメリカで、小さい子どもたちにワクチンを打たせました。アメリカの調査の結果がまずこれです。（パネルを示す）新型コロナワクチンによって副反応が5万8000件、入院が1万5000件、重度の後遺症が1200件、死亡が163人。これは人口も違いますから多いのかも分かりませんが、ただ、このワクチンでの割合、（パネルを示す）99人に1人が救急搬送されているんですよ、救急搬送。そして、10人に1人です。10人に1人が、ワクチンを打って子どもたちが学校に行けないことが、10人に1人出ているんですね、10人に1人。これだけの副反応が出ているわけです。

そこで、まず、新型コロナウイルス感染症ワクチンの副反応、国は210人、今、死亡の認定をされました。県内ではどれぐらいの方が亡くなっているのか、まず、その人数を教えてください。

〔松浦元哉医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（松浦元哉） 健康被害救済制度における県内の死亡事例でございますが、まず、健康被害救済制度についてでございますが、予防接種の副反応による健康被害が極めてまれではあるもののなくすことはできないことから、予防接種法に基づきまして、健康被害救済制度が設けられております。この制度は、被害者の救済を優先するために、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、因果関係を否定できない場合も含めて幅広く救済する制度となっております。

本県における令和5年9月末日までの健康被害救済制度による死亡一時金、葬祭に係る申請数は29件となっております、そのうち認定数が4件、現在審査中が25件となっております。

今後も、ワクチン接種の副反応により健康被害に遭われた県民の方が速やかに救済手続を取ることができるよう、制度の周知を図ってまいります。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） これ、前々回のときですかね、前々回のときにもちょっと言ったかも分かりませんが、愛知県が、ワクチンの副反応が出た方々に対して医療費を出しておる、半額負担で対処しているわけですが、そのときはまだ人数が三重県も少なかった。去年、おとしに言ったんですけども、じゃ、今こうやってだんだん増えてきたときに、県独自で、そういった、国のことはいいですよ、国は国で、その制度は使ったらいいんですが、県独自で救済するような、そういうふうな仕方ができないのかどうか、お聞かせください。

○医療保健部理事（松浦元哉） 予防接種の副反応の被害につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、法に基づいた健康被害救済制度が設けられておりますので、県独自の見舞金制度については考えておりませんが、本制度の適切な運用によって救済がなされることがまずは大事であると考えています。

国においては、審査会の回数を増やすであるとか、適宜審査が行われておりますが、まだまだ時間がかかっておりますので、制度が迅速に運用できるよう、全国知事会を通しましても、制度の円滑な運用、迅速な手続について検討するよう要望しているところでございます。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） 非常に残念でございますね。やはり弱者に寄り添う、苦しんでおることを助けるのが私は政治やと思います。三重県は、今と違いますか、この4月から、物価が上がったから子どもに対して、児童1人に対して2万円、独自の政策として支援していますね、独自で。こういうことができるわけでしょう。だったら、見舞金とか、そういった形で、何らかの手は打てないんでしょうか。もう一度聞かせてください。

○医療保健部理事（松浦元哉） 愛知県の見舞金制度を私どもも調べてみましたが、ワクチンの接種の副作用によって生じた治療費の自己負担の2分の1を補助するという制度になっております。これは健康被害救済制度の給付金の考え方と重複するものでございますので、あくまでも、健康被害救済制度

の適切な運用を行っていくというのがいいのかなと考えております。

また、愛知県以外の他府県におきましても、同様の制度があるかホームページ等で調査しておりますけれども、愛知県以外にはないという状況でございます。

それから、御指摘の子育て世帯への特別給付金でございますが、これは、食品等の物価高騰の、特に影響を受けている低所得者のひとり親世帯を見舞うという観点から、国の交付金を活用して行っている事業でございますので、今回の愛知県のような見舞金につきましては、制度の趣旨が違うのかなと考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） 国の交付金というふうなことでもあるんですけれども、県独自の救済措置、見舞金、これについて、知事、どうでしょうか。

○知事（一見勝之） 状況を見ながらということでありましてけれども、愛知県は愛知県の考え方でやっておられると。他府県がどういう状況でやっておられるかということも見ながら対応していくものだと思います。先ほど理事が申し上げたように、他府県ではそういう対応は今していないということでございますので、今後どんな状況になるかを考えながら対応することになると思います。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） 今後をまた考えながら対応ということですが、愛知県だけしかやっていないから三重県がやらないのではなくて、愛知県ができるんだから三重県もできるじゃないかと私は思うんです。考え方が逆ですよ。知事、どう思われますか。

○知事（一見勝之） 先ほど答弁申し上げたとおりでございますが、それぞれの県によって財政状況は異なっていると思います。また、被害に遭われた方というんですか、副反応はないほうがいいんですけれども、被害に遭われた方への救済の仕方というのも、それぞれの県において考えるものであると考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ぜひ、やっぱり弱い方に、弱者に寄り添う、そういった考え方をもっと持ってもらって対応していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それじゃ、次に、超過死亡について、お聞きしたいと思っております。

この超過死亡というのは一体何なのかということ、国立感染症研究所というところから出ておる言葉で説明させていただきます。

超過死亡数というのは、過去のデータを基に、統計モデルから予測された死亡数と、実際に観測された死亡数の差を算出しますと、こういうふうにあります。

まず、三重県でのこの超過死亡数について、お聞かせください。

〔松浦元哉医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（松浦元哉） 超過死亡について、お答え申し上げます。

先ほど議員がおっしゃられたように、超過死亡につきましては、県として独自の推計分析を行っておるわけではございませんので、議員が御紹介になった国立感染症研究所のデータで御回答させていただきます。

同研究所のホームページで公表されている調査結果におきましては、本年1月から5月までの三重県の超過死亡数は、358人から737人の範囲とされているところでございます。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

先ほどの国立感染症研究所の説明書きを読ませてもらったんですが、これ、ちょっと私なりにそしゃくして話をさせてもらいますと、じゃ、毎年毎年、日本で死亡者が出るわけですね。亡くなっている方々の数、日本は高齢化ですから、毎年毎年高齢者が増えて、多いですから、だんだんだんだん増えていくんですね。大体、年間で百三十数万人から140万人ぐらい。ですから、例えば140万人亡くなりますよって言うって数字を出します、140万人として出しました。その年に亡くなったのが141万人とすると、1万人の超過死

亡ということですね、1万人の。超過死亡数というのは1万人と、こういうふうになるんですけれども、大体数千人です、超過死亡というのは、あっても。上下、増えている場合もあるし、少ない場合もあるんですね。大体数千人とお聞きしています。

調べたところ、コロナ禍が始まる前、コロナ禍が始まる前は、2018年から2019年の超過死亡数は3276名です。3276名。これを覚えておいてください、3276人。コロナ禍が始まってからワクチンを打ち出して、2021年は1万1000人から5万人、5万人ですよ。5万人ですよ、5万人。5万人、超過死亡数があるわけですよ。5万人ですよ。去年はどうだったか。去年は何と11万3000人です。11万3000人も超過死亡数があるんですね。とんでもない話じゃないですか、これ。11万3000人余分に亡くなっているんですよ。なぜこれを問題にしないのか。

阪神・淡路大震災、関連死を抜くと大体5000人ぐらいですね。大体5000人ですよ。阪神・淡路大震災で5000人亡くなって、じゃ、その5000人のとき、物すごい、それは地震のことですから、メディアも取材もするし、ただ、11万3000人って亡くなったのは、阪神・淡路大震災の20倍ですよ、20倍。20回、阪神・淡路大震災があつたらどうしますか。取材するんじゃないですか。一体何でこんなに多いのか。何が原因なのか。それをマスコミも取材されない。何ででしょうか。

東日本大震災で2万人亡くなっています。約2万人ですよ。東日本大震災が5回以上起こるということですよ、5回。それぐらいの人数が亡くなっているんです。超過死亡しているんです。なぜみんなこれを問題にしないのか。マスメディアがこれをなぜ取り上げないのか。私は不思議です。

ジャニーズの問題もそうだったんじゃないですか。みんな分かっていたんじゃないですか、薄々。でも、あのときも取り上げていなかった、最初。本当にこれでいいのかどうか。それはワクチンかどうか分かりませんよ。分からないけれども、大問題だと思うんです。これ、ほっておいていいんでしょうか。

厚生労働省は、先ほど言わせてもらいました、2022年まで認定しませんでした。死亡認定しませんでした。どれだけ例が上がってきても、それは因果関係がない、因果関係がない、そういうことでずっと突っぱねてきたんですね。ようやく2022年の、先ほど言わせてもらった、紹介させてもらった、打ってすぐに何かの症状が出て、そして亡くなった、もうこれは認めざるを得ないというところで認めたのじゃないんですか。あまりにもひどい。こんなことがあっていいのか。私はもう本当に憤りが止まらないというか、もう怒りが出まくりです。

ちょっと紹介させてください、ちょっと時間がありますので。

これは今年の9月7日、京都大学の福島雅典名誉教授が、ワクチン問題研究会の設立の記者会見で述べた言葉でございます。この福島雅典さんは専門家中の専門家です。専門家中の専門家。この言葉をちょっと御披露させていただきます、ちょっと長いですが。

日本は、今、深刻な危機にある。私は日本を駄目な国にしたくない。私は医師として、科学者として、とてつもない、日本は今、危機に直面していると思います。そして何よりも、マスコミが報道しない。マスコミが報道してくれたらこんなことにはならなかったはずだ。何年も先に、何十年も先に、我々の次の世代に、絶対に悔いを残したくないという強い決意を持っています。

民主主義の危機、知る権利がとことん踏みにじられている。これは憲法で保障されている幸福追求権、生存権を正面から無視し続けている政府の態度は絶対に許せない。

今、科学者と医師の存在価値、存在意義、レゾナードルが問われている。真面目な医師はちゃんと学会で症例報告等をしている。それが何百とある、何百。これは尋常な事態ではない。こんなことは今までになかった。極めていいかげんな、中途半端なものが世の中に出回ったんです。何兆円も使ってますよ。

ワクチン接種後症候群の定義と要望として、患者の皆さんに適切な医療を

届ける。今からでも遅くない。全医師と全科学者は、この問題に正面から取り組むべきなんです。何をしなければいけないのか。単純です。診断基準を作成して、検査法を確立して、ワクチン接種後症候群の実態を明らかにする。疾患の実態を明らかにする。そのためには、情報を広く集め、日常診療に必要なエビデンス集約をして普及する。ガイドラインをつくり出して、患者に憲法で保障される、いつでもどこでも最高水準の医療を受けられるようにする。それが、この国の医療に関する国是なんです。

患者が訴えても、そんなのあんたの気のせいでしょう、いや、どこかの病院に行ってください、うちは反ワクではありません。冗談じゃないですよ。医学の放棄、医療の放棄、サイエンスの放棄じゃないですか。この国を駄目な国にしてはならない。それは、事実を事実として認めることです。見ざる聞かざる言わざるは、人間性放棄じゃないですか。だから、事実を事実として訴えても知らんぷり、報道しない、そんなことありますか。一体何なのかということですよ。これほど広範な被害が広がっている、その事実、医師が日常診療において留意すべき事実がきちっと伝えられない。国民の皆さんが知っておくべき事実が伝えられない。おかしいんじゃないですか。

それで、今から事実、どういう事実かと。私が集めた事実ではない。厚生労働省がきちっと公開している事実なんです。だけど、これが、メディアがきちっと捉えて、一体何が起きているのかということをししゃくして、そして、それについてコメントして、ジャーナリズムとしての役割を果たしていただきたいと思うんです。国民一人ひとりが民主主義というものを守らないと駄目なんです。それは発言しかありません。今、事実をありのままに伝えるしかないんです。

厚生労働省のホームページに、7月28日の集計、ワクチン接種後死亡の報告というのがありました。医者はそんなだてで報告しませんよ。ワクチンと関係が強く疑われているから報告をしているんですよ。それを、検討会というのをつくって設置して書面だけで審査する、書面だけですよ。ふざけるなですよ。ちゃんと調査班をつくって調査するべきなんです。何をやってい

るんだ。7月28日で死亡2076人、どんどん増えているじゃないですか。けど、これは氷山の一角なんです。書面審査だけで因果関係についてどうのって因果関係を問うていたら、そんなものいつまでたっても始まりません。

薬剤疫学の基本中の基本は、とにかく問題が起きたら薬のせいとまず考えなさい、それがスタートなんです、サイエンスの。副反応の疑い3万6457件、これはほとんどが氷山の一角で、みんな泣き寝入りをしています。健康被害を訴えて、ちゃんと審査を請求した人、厚生労働省に届いた審査の件数は8667件ですよ。4分の1しか被害届を出していない。とんでもない話じゃないですか。医者が報告したのが三万数千件ですが、実はその3倍としても10万人です。1000人に1人ですよ。会社で、学校で、幼稚園で、町内で、知り合いで、ワクチンでおかしくなった人がいるんじゃないですか。けど、みんな目をつぶっているんじゃないですか。知らんぷりだ。だから、大学病院の院長が、県の人にワクチンを打った後、急におかしくなって死んでしまった、それについて、ワクチンのせいだから調べないといかんと言ったら、県の方はだんまりですよ。箝口令までしかれちゃう。今、大学で、先生、これ、おかしいから、やっぱり報告しますよって言ったら、やめておけて圧力がかかる、君は反ワクかって。これ、おかしいじゃないですか。戦時中に、戦争に負けると言った途端、あんた、非国民か、憲兵に密告されて刑務所に放り込まれる。そういう世の中にこのままではなってしまうんです。

今、ありとあらゆる副反応が起きている。これからさらに遅延性の毒性も出てきます。こういう問題にきちっと、今から、医師、医療関係者、そして科学者は向き合っていないといけないんです。そのために、学会をつくって、いろいろな考え、いろいろな事実、情報を結集して、このワクチン接種後症候群の実態を明らかにする。大変ですけどできますよ。今の科学ならできます。

じゃ、これは日本の特殊事情かという、そんなことはないんです。世界中で起こっているんですよ。論文を見ると分かります。個別の疾患について、重篤な、例えばこれによって横紋筋融解が起こります。私が意見書を書いた

子は、解剖で分かったけど、心臓がぐにゃぐにゃになっていた。ワクチンを打って5日目に死んだ。お母さんが朝行ったら死んでいたんです。当然警察が来て、検視、そして解剖になりました。大学の法医学教室に運んで、調査法解剖をする。だけど、国はまだ認めていないんです。これを認めたら、やっぱり心臓が溶けたというのが本当だって。厚生労働省は隠蔽をしようとしているんです。何が薬害を根絶するだ、とんでもない話。一つの薬でこれだけの副作用が出ている。心臓から、神経から、自己免疫から、糖尿病から、ありとあらゆるものが出てくる。こんなことは金輪際あったことがない。

時間もありませんのでこれぐらいにしたいんですが、こういうふうなことを言っておられる専門家中の専門家です。それでもまだ、子ども、小さい子どもにもワクチンを打たせるのか。知事、お考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） 議員に御質問いただきました超過死亡とワクチンの関係でありますけど、これは、今年の6月1日の参議院の厚生労働委員会でも議論がされております。

そこで健康局長と加藤厚生労働大臣の御答弁がございましたけれども、ワクチン接種数のピークと超過死亡のピークは、超過死亡のほうのピーク、超過死亡というのは、過去5年間で一定の日の周辺3週間でどれだけ亡くなっているかという統計を取りまして推計するわけですね、亡くなる方がどのぐらいか。そやけど、それよりも多いときも少ないときもあると。過去5年ですから、実は新型コロナの感染者がおらんとときから、これ、統計を取っていますので、新型コロナによって亡くなっている方もおられるかもしれないということでもありますけど、いずれにしても、ワクチン接種数のピークと、それから超過死亡のピークが、ワクチン接種が進む時期よりも超過死亡のピークのほうが早いということをおっしゃいます。

したがって、超過死亡とワクチンの因果関係については、なかなか説明が難しい、ワクチンを打って亡くなったと言うことは難しいと答弁されています。これから分析を進めていくと言っておられまして、加藤厚生労働大臣も同様の答弁をされておられます。

いずれにしても、ワクチンにつきましては、重症化の予防効果の有効性、これは先ほど理事から答弁させていただいたとおりでございます。これについて打たれる方が御判断をされるということだと思っています。加えて、国において薬事承認がなされているわけでございます。国において、科学的な見地から、科学者の方、あるいは医師の方に御検討いただいて、超過死亡とワクチンとの関係について明らかにしていただきたいと、私も考えているところでございます。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） 最後に、これをちょっと見ていただきたいと思います。

（パネルを示す）これは、青がワクチン接種の回数で、赤が新型コロナ死亡者数です。ワクチンを打って安心しておっいたらいけないということでございます。新型コロナで亡くなった数、打てば打つほど危ないというふうな数値も出てきております。このワクチンを本当に小さな子どもたちに打つていいのかどうか、私はもう疑問でなりません。

いま一度、皆さん、こういった副反応がこれだけあるということを知っていただいて、そして、ワクチンを打つかどうかを決めていただくことをお願い申し上げます、一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩します。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。6番 松浦慶子議員。

〔6番 松浦慶子議員登壇・拍手〕

○6番（松浦慶子） 皆様、こんにちは。自由民主党会派、多気郡選挙区選出の松浦慶子です。

今年の4月の選挙におきまして初当選させていただき、今回の定例会で初めて一般質問をさせていただくことになりました。この場に立たせていただきましたこと、まずは、地域の皆様、そして県民の皆様、そして会派の皆様、また、他会派の先輩議員からお声をかけていただきましたこと、まずもって感謝申し上げます。

初めての一般質問、頑張っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

まず、1項目めの一つ目の質問です。

県民一人ひとりのwell-beingについて、well-beingに対する知事のお考えについてです。

私は、多気町議会議員を3期務めさせていただき、住民一人ひとりに幸せを感じてほしいとの思いでwell-beingを訴えてきたこともあり、県議会議員での初めての一般質問はこの質問だと決めておりました。

このwell-beingという言葉は、まだ一般にあまり浸透していないのではといった声をお聞きいたしましたので、少し御説明させていただきます。

well-beingとは、1946年にWHOが定めたWHO憲章の前文で、健康の定義として示されたもので、平成26年版厚生労働白書によりますと、健康とは、単に疾病または病弱の存在しないことではなく、身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態のことであり、幸福度に関する包括的な概念

として、また、指標として世界各国でも政策形成に活用することが活発化されているようです。

日本におきましても、内閣府が2019年からWell-being指標に関して、国民の意識調査を実施しています。また、デジタル庁におきましても、デジタル田園都市国家構想に取り組む地方自治体に対しまして、地域幸福度として、Well-being指標を分析ツールとして提供しています。

三重県でも、皆様御承知のとおり、このデジタル田園都市国家構想事業に、広域連携型として、多気町、大台町、明和町、度会町、紀北町の五つの町が採択され、ちょうど先月、Well-being指標の見方や分析の仕方などを学んでいるところだとお聞きしたところでございます。

私がこの言葉に出会ったのは、十数年ほど前です。多気町にあります高校生レストランで有名な相可高校の生産経済科の生徒が中心になって設立した団体名が「植える美ing」と言います。この「植える美ing」とは、漢字で植物を植えるの植える、そしてビーイングのビは美しいの美、そしてingと書いて、「植える美ing」という名前の団体でございます。

この活動内容は、園芸福祉で、学校で余った花の苗を高齢者施設の庭に植えて、美しい花を咲かせる活動、まさにこれがwell-beingであり、ただ一時的な幸せだけではなく、身体的、精神的、そして社会的つながりが良好で、それが持続することだと知り、私はとてもすてきな言葉だなと思いました。

体が健康であるからこそ、自分が熱中できることや得意なことができる、そして、それを1人ではなくコミュニティーで行うことによって、人の役に立ち、それが自分の役割となり、そしてそれがまた自分のやりがいや生きがいにつながる、そしてますます元気になるといった循環型幸福を生活の一部に、ほんの一部に取り入れることができれば、クオリティー・オブ・ライフ、QOLが高くなり、生活の満足度が持続するのではないかと私は考えております。

人は、誰しも、長い人生の中でうまくいかないこともあります。そんな

ときの選択肢の一つが行政サービスであり、また、行政側は、一人ひとりの *well-being* を支えるために、県民の声を聞く仕組みが必要だと考えております。

そこで、政治家としての知事は、*well-being* に対してどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） *well-being* というのは、横文字でございまして、ちょっと外国語、なかなか苦手なものですから、前回もデジタルのときにそういうお話もございましたが、なかなか横文字を使うというのは難しいんですけれども、フランス語で言うと *bien-être* ということでありまして、これのほうの方が分かりやすいんですけれども、よく生きる、あるいは今の状態がええということですね、と思っているかどうかということであろうと思います。

すなわち、先ほど議員も御指摘をいただきましたけれども、WHOで、健康というのは、必ずしも体のことだけではない、心と体は関連があると、最近の医学界では当然こう言われているわけでございます。心も満たされて、社会的にも満たされているということが重要であるということだと思えますし、それだけではなしに、人間が、日本人が生活している環境というのは様々ありますよね。この後も御質問があるかもしれませんが、都会で生きる人もいるし、地方で生きる人もいます。例えば、地方で言うと、都会よりも収入は少ないかもしれない、あるいは繁華街もないかもしれない。だけど、その人がその場所で、もうこういう生き方でいいんだ、心も満たされておるしということであれば、それでいいんじゃないかということ、これをこの *well-being* というのは包含しているんじゃないかと思えます。

したがって、令和3年の骨太の方針でも、この *well-being* という言葉が取り入れられておるということです。だから、例えば収入が高いことを目指していくということではなくて、いかによく生きるか、いかに満足感を得られるか、そういう生活を目指しましょうということに、大きく我々

が社会に出た頃と比べると日本全体が変わってきているということだと思います。

昨年度、議会で御承認いただきました10年先を見据えた強じんな美し国ビジョンみえでございますけれども、その中にも、将来の世代も含めて、県民の皆さんが未来に希望を持って、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らすことができる持続可能な地域ということを目指していきましょうということで、well-beingの考え方を取り入れながらこういった記述もさせていただいているところでございます。

これから、我々県といたしましても、議員御指摘のwell-beingの考え方、それをしっかりと、軸を真ん中に置きながら、県政展開をしていきたいと思っております。

〔6番 松浦慶子議員登壇〕

○6番（松浦慶子） 知事、ありがとうございます。

知事のお言葉を聞かせていただきまして、安心いたしました。

それでは、1項目めの二つ目の質問に入らせていただきます。

「意識調査」を変更したねらいについてです。

（パネルを示す）9月26日、今井議員からも一般質問がされました第1回目のみえ県民1万人アンケートですが、まさに県民のwell-beingを支えるために、今年の1月から2月にかけて実施され、先般6月1日にアンケート結果が発表されたところです。

これは、これまでの三重県における意識調査の変遷でございますが、平成10年度から始まりまして、平成15年度までの名称は、三重のくにつくり1万人アンケート、そして平成16年度から22年度までは、1万人アンケート、そして平成23年から令和3年度までは、みえ県民意識調査、そして今回の令和4年度からは、みえ県民1万人アンケートと名称が変わってきているわけでございます。

その変化について、変更した狙いをお伺いいたします。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） みえ県民1万人アンケートに変更した狙いについてお答えいたします。

県政の推進には、広く県民の皆さんの御意見をお聞きすることが重要だと考えておまして、先ほど議員のほうからも御紹介いただきました、県では県民1万人を対象としたアンケート調査を平成10年度から開始いたしまして、平成12年度に2回目を、平成14年度以降は毎年度実施をしているところでございます。

みえ県民1万人アンケートでは、昨年10月に策定しました県の新しい総合計画、強じんな美し国ビジョンみえやみえ元気プランの内容に合わせまして、県民の皆さんにビジョンでめざす姿がどれぐらい実感されているのか、また、プランで取り組む施策はどのような状況に感じておられるのかというのを把握するため、調査内容を一新したところでございます。

さらに、調査名も柔らかに親しみを持って回答いただけるよう1万人アンケートと変更して実施したところでございます。

特に、ビジョンでは、「県民の皆さんが未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域」をめざす姿としていただいておりますが、このことを一つの指標で示すことは大変難しいのですが、内閣府の実施しております「満足度・生活の質に関する調査～我が国のWell-beingの動向～」という調査を参考にいたしまして、生活の満足度を項目としまして、指標として採用したところでございます。

引き続きビジョンで掲げためざす姿の進行管理の一環として、より多くの県民の皆さんの声をお聞きし県政の推進につなげていくために、このアンケートを実施してまいりたいと考えております。

〔6番 松浦慶子議員登壇〕

○6番（松浦慶子） ありがとうございます。

平成23年度からのみえ県民意識調査は、令和3年度まで継続されましたので、11回のデータがございます。

今回の第1回のみえ県民1万人アンケート結果についてですが、6月の定例記者会見の中で発表されましたように、生活の満足度は10点満点で5.84点、今、御答弁いただきました内閣府、国が調査した生活満足度の結果は5.76点であったわけでございますので、三重県は国の結果より少し上回ったわけでございます。

平成23年度からのみえ県民意識調査、この11回のデータがあるものですね、それは幸福感と示されておりまして、その点数が11回とも6点台の後半を推移していたという発表がありました。この数字だけ比較してみると下がっているわけでございますけれども、その定例記者会見の中で、知事は、過去の幸福感と今回の生活の満足度は、単純には比較できないとおっしゃっていました。それで、今後、分析する考えがとおりになるという御発言をされておりました。

県民のwell-beingを支えるために、各部局からのアンケートも含め、県民の声を聞く仕組みはたくさん行っているという認識しております。

その上で、お尋ねいたします。

このデータの継続性について、どのようにお考えでしょうか。

○政策企画部長（後田和也） アンケートの調査項目につきましては、毎年継続して同じ質問を行い、結果の経年変化を見ることで県の取組に生かしていくものがございます。

一方で、今、話題に上げていただいております生活の満足度については、今回、新たなビジョンを策定したということで、我々もどういう指標がいいのかという部分については、いろいろ内部でも議論をしたところがございますが、従来の幸福感よりも今回の生活の満足度、こちらのほうがいいのではないかなというように、この生活の満足度を取り上げたところがございます。今後、この生活の満足度について、経年変化も見ながら内部で変化の状況については分析もしながら、施策等に生かしていきたいと考えております。

〔6番 松浦慶子議員登壇〕

○6番（松浦慶子） ありがとうございます。

内閣府と同等に移行していただいたということで比較はできませんけれども、それを今後に生かしていただけるというふうな御答弁だと理解させていただきました。

また、県のほうでは、e－モニター制度といった電子アンケートも年14回行われており、1回のアンケートで1000人の意見やニーズを把握されています。また、それにより政策立案や事業改善を行っていただいておりますことも承知しております。

ここで、1点要望させていただきますと、県民1万人アンケートもそうなのですが、18歳未満の皆さんの声を聞くことができる質問や仕組みがなかったのかなと感じておりますので、またぜひそのところも検討していただければと思います。

しかしながら、先日、津高校で行われました、みえアンダー18と言うのですかね、みえU18会議の取組も行っておられると承知しておりますことを付け加えさせていただきます、次の質問に入らせていただきます。

2項目めの質問に入らせていただきます。

円卓対話の取組と、熊野古道伊勢路の世界遺産追加登録についてです。

世界遺産としての名称は、熊野参詣道伊勢路とされていますが、以下、通称の熊野古道伊勢路として発言いたしますので、どうぞ御理解いただければと思います。

知事には、先般9月15日、新潟県知事との懇談会でV I S O Nへ、また、9月20日は円卓対話で、多気町にあります五桂池ふるさと村へとお越しいただきましたことを、まづもってお礼申し上げます。ありがとうございます。

私も、西場議員と一緒に参加させていただき、お話を聞かせていただいたところでございます。

9月20日の円卓対話におきまして、第1部としては、知事には、五桂池ふるさと村施設の御視察もいただき、多気町長と四つのテーマについて対話さ

れ、また、昼食には、多気町産伊勢芋と次郎柿を使ったピザも召し上がっていただいたということで、スタッフのみんなも大変喜んでおりました。そして、昼食後には、（パネルを示す）多気町にあります熊野古道の入口、伊勢路最初の峠であります女鬼峠、女の鬼と書く峠ですね、女鬼峠の一部分でございましたけれども、江戸道と明治道を地元の保存会の皆様と一緒に、知事や下田南部地域振興局長ほかたくさんの方の職員の方も御同行くださり、暑い中、誠にありがとうございました。

そして、私も同行させていただきまして、（パネルを示す）知事の赤いバンダナのいで立ちには正直驚きましたが、TPOに合わせられ、熊野古道伊勢路の女鬼峠をしっかりと視察していただけるのだと知事のお姿に感激いたしました。

明治道でしたでしょうか、一見すると、土の道に見えるのですが、ちょっとここは写真がなくて申し訳ないですけども、すぐ下に千枚岩がありまして、変成岩が薄くなっているところがありました。そこをかつて通った荷車のわだちが残っているのですが、知事はその場所を熱心に観察されていて、変成岩についても熱く語っておられた御様子にも大変感動いたしました。いつもの知事とは違った一面に触れることができたように思っ、うれしく思った次第でございます。

その後、第2部の知事と県民との円卓対話は、熊野古道・伊勢路を守る会と女鬼峠保存会の皆さんと、知事には予定時間を超えての意見交換となりましたことを改めてお礼申し上げます。

それでは、2項目めの一つ目の質問をさせていただきます。

これも9月26日、今井議員からも質問がありました円卓対話についてです。私も、今井議員と同じ思いでありまして、先ほどの1万人アンケート同様に知事が県民の皆様の声を聞かれる仕組みをたくさんつくっていただけていることは、とてもありがたいことだと思っております。

この円卓対話は、三重県地域づくり推進条例第4条第1項で規定された中の地域づくりの仕組みとして位置づけされた県と市町の地域づくり連携・協

働協議会の一つであると承知しております。また、令和4年度版地域づくり実施状況報告書が配付され、私も確認させていただきました。

県内29市町、あともう少しで一巡されるとお聞きしております。

この円卓対話の取組において、それぞれの地域課題を今後どのように整理されていくのか、知事のお考え方をお伺いいたします。

また、熊野古道伊勢路の女鬼峠の御感想も併せていただければ大変ありがたいです。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先ほど写真を出していただいています。赤いバンダナは、青いバンダナも実はあるんですけど、あれは山を歩くときの格好で、汗が出るものですから、汗止めなので別に格好つけているわけでも何でもありません。

それで、前回、残念やったのは、歩いた距離が短かったので汗が出るほどではなかったなというところが非常に残念でありました。

御質問いただいた順番、逆になりますけれども、先に女鬼峠の感想から申し上げますと、江戸道も非常に歴史を感じさせる、昔の人がここを歩いたんだなというのが、実際に歩いてみると本当によく分かる道でしたし、それから、私は明治道もええかなと思いました。大八車、私らちっちゃいときはまだ大八車が家のところに置いてあったりとか、まあ使っているのは少なかったですけど、ようけの人がたるを載せて、しょうゆとかお酒を運んだというので、そこにある片岩が、片岩だったり片麻岩だったりするんですけど、もう跡がついてわだちが残っている、あれも非常によかったと思います。

片岩、片麻岩、私は地学が割と好きですので、それで非常に興味を持って、あの地域、あの場所に片岩が露出しているというのはなかなか珍しいん違うかなと思ってじっくり見たと、そういう意味では、明治道も非常に歴史を感じさせるものであります。何よりも、やっぱりあの道を保存しようということで、保存会の皆さんが一生懸命やっておられるというのがよく分かりました。多くの方に訪れていただきたいと思います。

後で、県民の皆さんとも対話をさせていただいたときに、峠の上ですかね、そこにノートが置いてあってそこに書かれているのを5年前とか遡って見せていただきましたけれども、来てよかったということを多くの人が書いておられました。まさにそういうところですので、三重県の方にも県外の方にも、ぜひ女鬼峠、女鬼峠だけではなくて、熊野古道を訪れていただきたいと思えますし、県もしっかりとそのための支援をしていきたいと思っております。

それから円卓対話でございますけれども、以前、御同僚の議員の方に答弁させていただきましたけど、主権者は県民でございます。したがって、私ども県の執行部にとりまして、県民の皆さんのお話を聞くというのはとても大事、加えて、市長、町長、首長の皆さんのお話を聞くのもこれも大事ということで、円卓対話をやらせていただいているわけですが、残念ながら、私が知事に就任させていただいた2年前から、もう新型コロナが相当なことでもございまして、ようやくちょっと収まりかけてはおりますけれども、したがって、まだ実は一巡できておりません。これは多くの首長の市長、町長の方からもっと早くやってくれという話はあるんですけれども、なるべく早くやりたいと思っています。24の市長、町長と実施をさせていただきます、あと残っているのは5市町でございます。計画もありますので、なるべく早くやるように進めていきたいと。もう既にお話する計画はできていますので、早晩できると思っています。

それから、それに加えて大事なのは、やっぱり県民の皆さんと直接お話をすることでございます。

多気町でも女鬼峠保存会、熊野古道・伊勢路を守る会の方のお話を伺いました。それ以外、今までもいろんな方とお話をしています。

例えば、いなべ総合学園高校では、学生から卒業後の進路についてお話をお伺いしました。三重県に残りたいのか、残らないのか、残らないとすると、その理由は何なのかとかですね。あるいは川越町では、子育て支援サークルのお母さん方からお話を聞いて、子育て、どんなことをしてほしいのか、これは同じように紀宝町でもお話が出たところがございます。非常に

有意義なお話を聞けるわけでございます。ただ聞いておっただけではあかんということだと思います。

先ほど宮川のお話を西場議員から、御質問の中でお話がありましたけれども、それを受けて県としてどうやっていくのか、これは、私ではありません。前任、あるいは前々任の知事の方々が汗をかかれて対応策を考えていかれたわけでございますし、私自身も円卓対話でお話を伺ったことについては対応していく必要があると思っています。

今まで、幾つか対応させていただいた例がございまして、一つは、今年度の子算の目玉であります。子育て応援総合補助金、これは、いろんな地域にお話を聞きますとやっぱり子育てに力入れてないかん、そやけど、町の子算では限界がある、それを支援してもらえないのかというお話が住民の方から出たりしました。それで、一つの形でありますけど、こういったものをつくらせていただいてもおりますし、それからいろんなところで、多気町でも出ましたけど、やっぱり観光振興をしてほしいという声が多いです。

そこで、観光部を局から格上げしましたし、予算も拡充させていただいていると、県民の皆さんの声を受けてやらせていただいています。また、子ども医療費も同様でございます。これからも様々な声を伺って、それに対して対応してまいりたいと考えているところでございます。

〔6番 松浦慶子議員登壇〕

○6番（松浦慶子） 知事、御答弁ありがとうございます。

本当に女鬼峠のときは大変お世話になったのと、大変住民の、地域の皆様が喜んでおられたということ、また感想として伝えさせていただきたいと思っております。

それでは、2項目めの二つ目の質問をさせていただきます。

熊野古道伊勢路、新たに、玉城町、多気町、大台町、そして大紀町の一部でございます、の世界遺産追加登録推進については、これまで大先輩であります濱井初男元議員、東議員が熱心な議論をなさってこられたと承知しておりますが、私も多気郡選挙区選出議員として、この課題に一生懸命取り組ん

でまいりたいと考えておりますので、皆様の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

先般も東議員に御指導いただきながら、三重県立熊野古道センターの前センター長の川端守さん、そして熊野古道の整備をボランティアで今でも継続されておられますルーパーの会会長の大川善士さんのところへ、熊野古道・伊勢路を守る会の皆さんと一緒にお話を拝聴してまいりました。

熊野古道伊勢路は、これまで諸先輩方が御発言されてきたとおり、本県の南部地域の活性化や観光業の発展には欠かせないものと私も認識しているところでございます。

改めまして、熊野古道伊勢路の世界遺産追加登録について、現状と今後の取組をお聞かせください。

また、円卓対話の中で、知事から県と関係市町との連携の必要性和組織の在り方についても御発言がありました。そして、熊野古道協働会議からは、熊野古道アクションプログラム3として、保全と活用のための活動指針追記編が昨年の3月に発行されております。そこには、世界遺産追加登録に向けた和歌山県との連携を強化すると追記されています。この2点を踏まえ、南部地域振興局は、今後どのように追加登録に向けて関わっていかれるのか、お伺いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、世界遺産追加登録の現状と今後の取組についてお答えさせていただきます。

紀伊山地の霊場と参詣道が、平成16年度に世界遺産として登録されて以降も、県教育委員会では、登録後に新たに確認された古道の区間や道標、石仏、石畳など世界遺産の追加登録の候補となり得る資産について調査を進めてまいりました。

世界遺産の追加登録を行うためには、国がユネスコ世界遺産委員会へ提案して審議を受けることになるんですけれども、その前にまず、ユネスコに提案する資産については、国史跡指定が必要とされています。その国史跡指定

を受けるためには、追加候補資産に関する学術調査を実施しまして、文化財としての価値を明らかにする必要があります。それで、市町の負担や目指すスケジュールなどを勘案しまして、県が学術報告書の作成に今取り組んでいます。

本年度から1年に1冊ずつ報告書にまとめまして、4年間で、伊勢市から紀宝町にわたる熊野参詣道伊勢路の全ての資産についての文化財的価値を評価する予定でございます。

一方で、関係市町には、測量調査や地権者の確定、同意などに取り組んでいただくこととしております。県は、測量調査に対して財政的支援を行っております。本年度は多気町の測量調査費用を補助しています。

さらに、関係市町と相談の上、文化庁調査官を招聘しまして、現地調査、現地確認を実施しています。これまでに、玉城町、多気町、大台町、大紀町の4町で実施しておりまして、今後も要望に応じて実施していきます。

世界遺産の追加登録は、これは何度も繰り返してできるものではありませんので、機会を逸することのないように、既に登録資産を有する六つの市町に登録資産を有していない玉城町、多気町、大台町も含めまして、一体的に取り組を進めることが必要になっています。このため、県と関係9市町によりまず協議の場を新しく設けまして、今後の進め方等について情報交換を行っております。

さらに、地域の機運醸成のため、関係市町で世界遺産講演会を開講しておりまして、昨年度は多気町で、本年度は玉城町での開催を予定しています。

今後、国史跡指定後の取組につきましては、文化庁の意見を踏まえながら進めていくこととなります。

県としましては、まずは国史跡指定を着実に進めるとともに、世界遺産の追加登録に向けて、関係市町、奈良県、和歌山県、文化庁とも緊密に連携して取組を進めてまいります。

〔下田二一地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（下田二一） それでは、熊野古道の世

界遺産追加登録に向けて、南部地域振興局がどう関わっていくのか、お答えいたします。

熊野古道伊勢路は伊勢と熊野を結ぶ参詣道であり、世界遺産未登録区間も含めて、道として全体がつながってこそ意義があるものと考えております。

このため、南部地域振興局では、熊野古道沿道全体の市町や教育委員会をはじめ、保全団体、観光協会など様々な関係者で構成する熊野古道協働会議におきまして、古道の保全と活用について議論し、方向性を定めてまいりました。

今年度は、この協働会議で策定しました案内標識等の表記ガイドラインに沿って新設・更新する標識の経費補助を行い、伊勢路全体で統一感のある案内標識の整備を促進するほか、伊勢路のルートだけではなくて、トイレ、駐車場、あるいは見どころなど、こういったものを山歩きアプリへ搭載するといった受入れ環境を整備する取組を進めております。それから、あわせて、奈良県、和歌山県と連携しましたプロモーションですとか、観光部と連携しました首都圏でのプロモーションであったり、大都市圏で熊野古道セミナーを開催いたします。さらに、伊勢から熊野へ、世界遺産未登録区間も含めました熊野古道全体の踏破ウオークなどを予定しております。

また、先日の円卓対話におきまして、女鬼峠保存会の方々に、峠道を御案内いただいたところですが、熊野古道の保全は、主に地域の保存会により継続的に行われてきたものの、どの峠におきましても構成メンバーが高齢化し、担い手や資金の不足が喫緊の課題となっております。このため、熊野古道協働会議の分科会におきまして、県教育委員会の担当者にも委員として参加いただき、担い手、資金の確保など持続可能な保全体制の構築を目指して、議論を重ねているところでございます。

今後、令和6年の世界遺産登録20周年を契機として、さらに多くの人々が熊野古道を訪れ、沿道地域全体の活力が向上するよう取り組んでいく必要があると認識しております。

南部地域振興局では、熊野古道の日頃の保全活動や追加登録、観光振興な

どの保全と活用に関わるあらゆる活動のまとめ役としまして、教育委員会をはじめ様々な主体と連携しながら取り組んでまいります。

〔6番 松浦慶子議員登壇〕

○6番（松浦慶子） ありがとうございます。

進めていただけるような前向きな御答弁をいただいたと承知しております。この間の円卓対話の中でも、女鬼峠保存会の方の中で保全をしていただいている女性の方がおられました。そのときに、知事に対して、ボランティアで大変だけれども、これが自分の生きがいなんだと、とてもやりがいを持ってやっているんだというふうな御発言があったと思います。

これがまさにwell-beingなんじゃないかなと、次の次世代につなげていくということも大事だということもおっしゃっていただきましたけれども、あの方たちが体がお元気で続けていかれることが、大変貴重なことなんだろうとあのとき私も一緒に感じた次第でございます。

今、教育長、そして下田南部地域振興局長から、大変うれしいお言葉もいただきました。

また、世界遺産等の三重の文化財を守ろう、生かそうと活動していただいている教育委員会の社会教育・文化財保護課の皆様、そして、県土整備部内の日本風景街道「伊勢熊野みち」推進協議会というのですかね、それを、紀伊半島の魅力発信と保全活動をしてくださっている方々、そして南部地域の観光関連産業振興を担っていただいている南部地域振興局、そして観光部、そして和歌山県、奈良県との世界遺産登録推進三県協議会を上部組織に置き、本県の横連携活動、これを大いに期待いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3項目めの質問です。

続きまして、観光マーケティングの推進について、観光マーケティングプラットフォームの活用とDMO等への支援についてです。

今年の5月20日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類になりました。来年2024年以降は、みえ元気プランで進める

7つの挑戦の一つである観光振興にありますように、ビッグイベントなどがめじろ押しです。三重県の観光にとってもチャンス到来との記載がありました。

来年2024年は、まさにお話しさせてもらっています熊野古道世界遺産登録の20周年を迎えます。2025年、翌年は、大阪・関西万博の開催で、三重県ブースを出展、そして、第44回全国豊かな海づくり大会の開催決定、そして、2026年は、次期の式年遷宮に向けたいろんな行事が始まる年になります。

本県のデータから少し振り返りをしてみますと、観光レクリエーション入込客数の実数推移を見ますと、令和4年の入込客数は、コロナ禍であったにもかかわらず、コロナ禍前の令和元年と比較してみますと、令和元年の約75.9%、消費額においても約76.7%までに回復しておりました。

これは、みえ旅おもてなしポイントプログラムの実施やクーポン事業など、県内旅行者へのプロモーションが功を奏したのではないかと評価しております。また、観光DXの取組においては、今、申しました、みえ旅おもてなしポイントプログラムからのデータやその他、滞在時間やリピート率、五つの地域別集計結果などによる様々な実態調査の集計データを観光マーケティングプラットフォームに蓄積されて、その運用がもう既に開始されていると聞いております。

これからの課題でありますプラットフォームの今後の活用について、また、それによって、DMO等への支援をどのようにこれから行われていくのか、お伺いいたします。

〔増田行信観光部長登壇〕

○観光部長（増田行信） それでは、観光マーケティングプラットフォームの活用について、また、DMO等への支援についてお答えいたします。

観光振興を推進するには、議員からおっしゃっていただきましたが、地域の強みを生かし、客観的なデータに基づきました分析によりまして、どのような旅行者に来てほしいのか、また、ターゲットを明確にし、旅行者目線で観光資源の価値を高めながら地域でプロモーションを実施し、その効果検証

を行う、この一連の取組であります観光マーケティングに取り組むことが大変重要となってきております。

三重県では、観光統計データや旅行者を対象といたしましたアンケートデータに加えまして、三重県に来訪された旅行者のデータなどを収集し、また、一元管理し、データの分析や観光プロモーション等に活用できますみえ旅おもてなしプラットフォームを令和3年度末に構築し、昨年度、令和4年度からは実証事業を各地で行いながら本格運用に向けた取組を進めているところでございます。

このプラットフォームには、旅行者データを把握する仕組み、旅行者一人ひとりのニーズに合わせた情報発信を行う仕組み、リピーターやファンをつくる仕組みの三つの機能がございます。これら蓄積されたデータの分析結果を戦略的なプロモーションに活用することが可能となっております。

プラットフォームは、三重県だけではなく、県内の市町やDMOが地域の特性に応じました観光マーケティングに活用することが重要であることから、昨年度は県内3地域で実証事業に取り組みました。この連携して取り組むことの有用性や課題を確認したところでございます。

これらの実証事業の成果を踏まえまして、より効率的なデータ収集に向けた取組を進めるとともに、データをグラフなどの形で分かりやすく見るためのシステムの改修や市町やDMO等の職員を対象といたしましたセミナーの開催などプラットフォームの活用に向けた環境整備を進めております。

DMO等に対する支援でございますが、市町やDMOが、今後、地域でのファンを増やすために旅行者データを活用し、地域への愛着を高めていく施策を実施することが大変観光において効果的でございますから、県としましてもDMO等の職員がデータ分析を通じて、このマーケティングに取り組めるよう専門家の派遣を通じまして御支援するとともに、プラットフォームを活用いたしましたリピーターやファンづくりについて、様々な相談対応を行うなどしっかりと支援してまいりたいと考えています。

〔6番 松浦慶子議員登壇〕

○6番（松浦慶子） ありがとうございます。

観光DMOについては、これまで何人もの先輩議員が議論なさってこられたと承知しております。

今、県内のDMOは、地域連携DMOが3団体、地域DMOは7団体というように承知しております。今の御答弁いただきましたみえ旅おもてなしプラットフォームですか、これについて、データ収集だったり、そういうアンケートを取ったりするのを全て県がしていただけるのか、問題なのは、この地域DMOの7団体の方たちに対してなんです。その方たちのことも全て一緒にやっていただいて、そのデータを共有して、プラットフォームから見せていただけるのかということろだけ、ちょっともう1点お願いいたします。

○観光部長（増田行信） 地域DMOでの活用につきましては、このみえ旅おもてなしプラットフォームを使っていただくのは、地域DMOでも可能でございます。昨年度の実証事業におきましても、伊賀上野のDMOも活用いただきまして、それぞれの地域でのDMOの形がございますので、それぞれの形に応じて、私どもと一緒に観光マーケティングの推進を進めていきたいと考えております。

〔6番 松浦慶子議員登壇〕

○6番（松浦慶子） ありがとうございます。

もうやはり地域DMOの経営だったり運営だったりはかなり大変だというお話を聞いております。この三重県の観光施策を充実したものに推進していくには、やはりこの方たちの力というのは大変大きなものになっているんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、改めてよろしくお願いたします。

ちょっとあれですけども、地元のDMOのお話もちょうと聞かせていただきましたので、宣伝も兼ねて、情報共有させていただけたらと思います。一つ目は、一般社団法人明和観光商社です。

先ほども御答弁がありましたけれども、今回、観光庁の観光再始動事業に採択されて、幻のみやこ斎宮の「祈り」と「雅」をテーマとした平安文化体

験創生事業として、県も含めて、一緒に取り組んでいらっしゃるの、またこれを皆様で、活気をつけて、させていただいたらなと思っております。

もう一つは、これは地域連携DMOであります一般社団法人東紀州地域振興公社と、そのほかの広域メンバーの方が結成されています熊野古道伊勢路プロジェクトチームというのがございます。

この方たちは、今年、皆様も御存じかと思えますけれども、観光庁の通称ロングストーリー造成事業というのに採択されて、「祈りを体験する『熊野古道伊勢路』巡礼の旅」というようなツアー名で、来月からもうスタートする予定になっておるそうです。

このロングストーリーツアーというのは1週間以上にわたって宿泊しながら、一貫したストーリーを体験できるといったツアーというような企画だそうです。これは環境負荷への配慮としまして、移動は徒歩でやっていかれると、インバウンドも視野に入れておられますので、中部国際空港から伊勢市まで公共交通機関を利用しないといけないというところで、やはり、私、多気駅から乗りますとセントレアのところまでかなり難しい、パスモが使えなかったりとか、そういう区間があったりとか、あれですので、多分インバウンドの方がもし来ていただけるのであれば、多言語化の乗り継ぎアプリとか、観光コンテンツごとのそういうアプリがあるといいんじゃないかなという、そういうのを三重県独自の観光MaaSとして必要になってくるんじゃないかなというふうな御意見もありましたので、ここで少しちょっとお伝えさせていただきました。

こういったことも含めまして、まず、インバウンドもこれからますます増えてくるかとは思いますが、また、修学旅行とかそういったことも、やはり力を入れていただけるといいのかなと。三重県内のコロナ禍のときは、三重県内の小・中学生たちが県外に出られないということで、県内の修学旅行をされていました。こういったことも、ここから三重県から県外、海外に行かれるときに、また戻ってこられるにしても、そのときに、自分の住んでいた三重県のよさだったり、観光、どういうところがあるんだというところ

をしっかり学ぶ機会にさせていただくのにはいい機会なんじゃないかなと思っておりますので、修学旅行といいますと何か沖縄であったりとか、東京であったりとかとなるんですけども、これは少しちょっと修学旅行とは別の目線で考えていただいてもいいかもしれませんけれども、そういうことがあってもいいのかなと感じております。

今、データ収集のところも、地域DMOの方が心配されておりましたように、県の役割として、地域DMO等への支援もしっかり進めていただけるといふような御答弁もいただきましたので、これで次の質問に入らせていただきます。

最後の4項目めの質問です。

「生命（いのち）の安全教育」について質問いたします。

文部科学省では、令和2年6月、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で決定された性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づき、内閣府と連携し、有識者の意見も踏まえ、生命（いのち）の安全教育のための教材や指導の手引を作成されて、その教材を活用した指導モデルとか、動画教材、研修動画を作成、公表もされ、環境整備が行われた、整ったということです。

それで、また、今年度は、これまでの生命（いのち）の安全教育の取組を継続しつつ、学校現場への後押しを一層強化して、教育委員会における生命（いのち）の安全教育の全国展開の加速化を図るということになったものです。

昨年、児童生徒の生徒指導の指針となります生徒指導提要というのがありますけれども、これが12年ぶりに改訂され、この生命（いのち）の安全教育が追記されたところであります。目指すところは、まずは自分自身を大切にすること、性暴力の誤った認識や行動、そして性暴力が及ぼす影響など正しく理解した上で、一人ひとりを尊重する態度など幼児期、小学校、中学校、高校、特別支援教育、そして高校卒業前、そして大学までの発達段階に応じて身につけることが大事だと思っています。

性暴力による性犯罪は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心

身には長期にわたって重大な悪影響を及ぼすことから、決して許されることではなく、根絶されなければならないと私も思っております。

先週の小島議員の一般質問におかれましては、性暴力から子どもを守る条例を制定するということを表明された知事の御答弁に大変感激いたしましたところでございます。

今年度から、生命（いのち）の安全教育は、未然防止、予防教育として位置づけられ、これまでの取組を継続しつつ、学校現場での実践をより後押しする取組を通じて、全国展開を強力に推進されておられますけれども、本県において、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、そして傍観者にもならないための、生命（いのち）の安全教育の取組をこれからどのように進められていくのか、また、現状についてお伺いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、生命（いのち）の安全教育について御答弁させていただきます。

先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじり、身体的にも精神的にも長期にわたる深刻な影響を与える行為でありまして、断じて許すことはできません。

子どもたちが、現在及び将来にわたって性犯罪や性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないようにするためには、各学校において取組を充実させる必要があると強く思っております。

県教育委員会では、子どもたちが命の貴さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考える考え方や自分や相手を尊重する態度を身につけることができるよう市町等教育委員会、そして県立学校に生命（いのち）の安全教育の実施について周知しているところです。

そして、本年度から全ての学校で生命（いのち）の安全教育に取り組むこととなったことから、生徒指導の担当教員が集まる会議におきまして、性犯罪や性暴力対策に関する国の方針、子どもの性被害の現状、生命（いのち）

の安全教育の目的などを説明しまして、文部科学省の作成する教材や指導の手引を紹介しまして、各学校の取組を推進しています。

各学校におきましては、子どもの発達段階に応じた取組を進めております。例えば、小学校段階では、プライベートゾーンを守るルールについての学習や、心と体の距離感には個人差があることを認識する学習などを行っています。中学校や高校段階では、SNSで見えない相手とつながることの危険について考える学習や、性暴力の現状や、性暴力が起こる背景についての学習、それから、被害に遭いそうになったとき、遭ったときに取るべき行動についての学習などを行っています。

中には、地元の警察署やNPO等から専門家を招きまして、デートDVの防止や性暴力が起きないための人間関係を築くことの大切さについて学習するなど、地域の方の協力を得ながら取り組んでいる学校もあります。

加えまして、性犯罪や性暴力に関する悩みや不安を子どもが1人で抱え込むことがないように、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実に取り組むとともに、様々な相談機関の紹介を行っているところです。

今後とも、性犯罪や性暴力の根絶に向けまして、生徒指導の担当教員が集まる機会を活用しまして、各学校の取組事例を共有するなど、生命（いのち）の安全教育の取組のさらなる充実を図ってまいります。

また、性被害の初期対応で、子どもの心のケアが適切に行われるよう、引き続きスクールカウンセラーの適切な配置に努めてまいります。

〔6番 松浦慶子議員登壇〕

○6番（松浦慶子） ありがとうございます。

このことについて、私が、ちょっと近隣の市町の教員の方、管理職の先生にもお話を伺ってまいりましたので、少し御紹介させていただきます。

ある方の御意見です。教員の先生ですね。

学習指導要領と学力向上プランが目まぐるしく変わるので、それらの対応に奔走する毎日だと。長年、改訂がなかったこともあり、あまりこの提要に立ち返って確認する機会がなかったといった御意見。また、教員不足で先生

が忙しく、性教育的な生命（いのち）の安全教育についてじっくり考える時間がないというような御意見なり、以前からお願いしている外部講師に任せているとか、結構ネガティブな御意見が多かったんです。

やはり学校の先生も、今、こんなこともやらなきゃ、あれもやらなきゃいけないということで、大変お忙しいということは私も承知しております。人口減少で根本的な人口が減っていくわけでございますけれども、いろんなところで、先生もその一つの職種であると思います。講師であつたりとか教員も少なくなってきました、私どもの小さな町では、かなり講師が来ていただけないというような校長先生のお話がありました。この生命（いのち）の安全教育どうですかというふうなお話をさせていただいたら、そういう話でも、生命（いのち）の安全教育どころではないと、そういう話がざーっと出てくるわけですね。なので、そういうところもいろいろ考えていかなきゃいけないのかなと私も思ったところでございます。

また、助産院から派遣される外部講師の方のお話も伺いましたら、各市町や各学校、また、先生から直接依頼があるとお話がありました。

専門家といっても、産婦人科医を呼ばれる学校もある。そして、助産師で働かれた方を呼ばれるところもあるということで、教える内容がばらばらだと、そこで教育格差、学校格差なんかが生じているんじゃないかというふうな御指摘がありました。

また、児童生徒に教える前に、保護者への性教育を含んだ安全教育をするべきだというふうな保護者団体からの依頼が増えているというふうなお話もありましたので、私も、先日、SANMA BASEという保護者団体が行った親の性教育の話を聞いてまいりました。大変反響があつたということで、後日ユーチューブでも配信されたというお話がありました。

県では、教職員の研修等を今後行っていかれるということですが、現時点の重要な課題である教職員不足、講師不足を考えると、現実問題としてはかなり難しいのではないのでしょうか。

発達段階に応じて、専門知識が統一された研修制度だったり、また、ファ

シリテーションの研修制度を確立されて、それを受講された外部講師の導入をされてはいいのではないかと、少しちょっと私のほうから提案させていただきます。

最後に、もう1点、これは、令和3年6月の定例会議において、杉本熊野議員が一般質問で触れられております、子どもの権利条約の視点から見ても、性教育は不十分だというふうな御発言に触れまして、今回、三重県子ども条例第11条第2号に「子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること」とあります。この条例にのっとった子どもアドボケイトの養成の事業を推進されてはいかがだろうかということも提案させていただきます。

あともう少しで、時間になりましたので、これで提案と要望をさせていただきます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（杉本熊野） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開

議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。38番 日沖正信議員。

〔38番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○38番（日沖正信） 新政みえ、いなべ市・員弁郡選挙区選出の日沖正信でござ

ございます。

このたび、議長より許可をいただきまして、一般質問に登壇させていただきます。

私も、4月の改選以降、初めての登壇となります。このたびも、4年間、任期をいただきましたことに、地元をはじめ、皆さんに感謝を申し上げつつ、今日の質問を務めさせていただきたいと思えます。

質問に入ります前でございますけれども、午前中には、廣議員のほうから、新型コロナウイルス感染症に関する質問がございました。

長く続きましたコロナ禍も、新型コロナウイルス感染症の5類の移行とともに、行動規制などが緩和されまして、社会活動、経済活動とも見る見る回復してきたように感じられます。世の中に活気も戻りまして、大変ありがたいことだと思うんですけれども、しかしながら、一方で、その分、感染症に備える意識は私たちの中でどうしても薄くなりつつあるのも事実であると思えます。

先日も、我が会派が三重県看護協会と懇談をさせていただく中で、今回の新型コロナパンデミックの教訓を踏まえた備えとして、感染対策に優れた看護師の幅広い育成の必要性について、提言、要望もいただいたところですが、医療や福祉の現場では、今も常に緊張感を持って日々努めていただいているところでございまして、どうか、県当局におかれましては、このたびの未知のウイルスにより多大な影響を受けた教訓の下に、今後も引き続き、感染症へのさらなる備えに怠りのないように取り組んでいただきますことを改めてお願いさせていただきまして、このことを添えて質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、一つ目の質問でございますけれども、人口減少問題における東京一極集中是正への考え方について質問いたします。

コロナ禍におけるリモートワークの普及などによりまして、一時期、東京から外への人の流出が見られましたけれども、先ほども申し上げましたように新型コロナウイルス感染症の5類への移行とともに、行動規制も解除され

まして、日常の社会経済活動が回復してきている中で、再び、大都市への人の流れは元に戻りつつあるようであります。特に、若い世代において、改めて東京への一極集中は、増加の傾向にあるのが実態のようでございます。

ここで、グラフ、三重県のホームページから出していただいたものなんですけれども、（パネルを示す）これ、転入超過数のグラフでございますが、転入超過数といいますが、転出が多いのでマイナスになっております。転出がどれだけかという、このマイナスが多いものですから、それを見るわけでございます。2021年までしかございませんけれども、2020年、2021年、転出超過が減っておりますが、これ、コロナ禍の影響なんだろうと思っておりますけれども、今日、皆さんにお示ししたいのはそのことではなしに、どこへ、これ、地域ブロック別の推移、三重県からどこへ転出して行かれているかというところを見ていただきたいんです。

この、黄色というか、オレンジ色か、この色のところが一番多いですけれども、これは中部圏でございます。中部圏は、近隣の地域ですから、どうしても多いのは当然でございますけれども、このオレンジ色の中部圏を除きますと、近い中部圏を除けば、一番多いのはこれ、青色が関西圏なんですけれども、関西圏よりもやっぱりこの白地に碁盤の目の、これは東京圏なんですけれども、東京圏が近年ずっとやっぱり一番転出先が三重県からも多いということです。こここのところを確認いただきたくて、これ、出させていただきました。

東京一極集中は、大災害が起こった際のリスクの問題ももちろんですが、三重県のような地方が、人口減少、少子化の問題に向き合う上におきまして、東京へと人の流れが集中する現状は、地方の人口減少、少子化を助長する大きな課題でございます。

地方では、子育て支援や妊娠、出産への支援などの少子化対策とともに、人口減少を抑制するために、就職時のUターン、Iターン、地方における豊かな暮らしの魅力発信、地方への移住促進など、定住促進策とともに、地方へ人を呼び戻す、また、呼び込む流れをつくるためのたゆみない努力を長年続けてまいりました。

しかし、若者を中心に、都会への流れはとどまるところなく、地方から東京への転出超過の状態は、常に続いている状況でございます。

なぜ、東京一極集中の流れが起こるのか、今さら述べるまでもないことでございますけれども、その要因として、幾つか挙げられることとしましては、大学の学校数や学べる選択肢の多彩さによる学生の東京圏への偏在、それと本社や大企業の東京への集中と就職時の東京での一括採用、賃金の高さ、そしてその上さらには、多様な娯楽やレジャーの場が多いこと、交通や日常生活の利便性の高さ、そしてこれは地方から見て女性の立場で顕著なようなんですけれども、地元における閉塞感があるようです。

このように、教育、経済、雇用、情報、また文化や芸能、最先端の流行などが集中する東京に、特に若い世代は魅力や憧れを持って集まるからでございます。

今、地方が重要施策として掲げながら予算を傾注して、必死の思いで人口減少対策に取り組み、その成果を上げて、それ以上に流出する状態が三重県を含む多くの自治体で常に出ておりますが、その地方から流出された方々が最も集中するのが、東京都を中心とした、先ほども申しあげました圏域でございます。

ここでもう一つ、映写資料をお願いしたいんですけれども、（パネルを示す）その上でさらに、ここで合計特殊出生率を都道府県別に見てみますと、地方からの若者の転入が顕著な東京都は、ちょっとこれ、細かいので見にくいですが、一番下の、このピンクが東京なんですけど、合計特殊出生率が一番低いのは、一番若者が集まる東京都でございます。

これ、2021年、2022年の直近の数字でございますけど、2021年、2022年とも一番最下位でございます。

ちなみに、三重県がこれ、黄色のところなんですけれども、19位。三重県は、中より上ぐらいの位置にあると思いますが、そして1位は、見にくいですが、沖縄県でございます。合計特殊出生率一番高いのは、

もちろん、ここで東京都の取組がどうかというような批評をするものでは

全くございませんけれども、何がここで言いたいかといいますと、このような状況を通して、この国の全体を眺めたときに、若者が一番流入するところで一番合計特殊出生率が低いということは、我が国は人口が減少する構造になってしまっていると言えるものであると、私は思いますし、この構造的な観点から、東京一極集中是正について、改めて、国と地方で真剣に議論が起こってくれればと願うところでございます。

しかし、東京一極集中是正の問題は、国においても常に掲げられて、これまでも東京23区からの本社機能の移転の支援とか、東京23区内の大学等の学生の収容定員を増加させないなどの、東京への流入に対する直接的な抑制策も講じられてきておりますものの、その成果がどれほどあるのか捉えにくく、結局は地方における取組を中心に委ねられているところが大きいように思われまして、国と地方が一丸となって抜本的な部分に切り込むような対策を検討される様子はいかががえませんし、また一方で、世論の訴えも、地域における地域ごとの課題解決に関心が向いて、東京一極集中是正で思い切った対策を求める強い声が上がってくるようなこともうかがえません。

私は、木を見て森を見ずの状態にあるように思う次第でございます。

そのようなことから、令和2年の定例会において、前鈴木知事にも、東京一極集中是正について、知事会における積極的な議論と国への働きかけを願っての質問をさせていただきまして、前知事からは当然、課題として取り組んでいく旨の答弁をいただいたところでございますけれども、国の構造を問うような抜本的な議論が知事会などで巻き起こるまでの様子は、これまでうかがえないように思います。

そこで、新たに就任されて、特に、このたびは三重県人口減少対策方針を掲げて取組を進められておられる一見知事に、改めて今日の機会に、この東京一極集中是正について向き合っていかれる上でのお考えをお聞きたいのでよろしく願いいたします。

なお、成績優秀な一見知事におかれましては、学生時代、大きな志と夢を持たれて、この三重県から東京へ引き寄せられていかれたお一人でもありま

すので、この問題に関して、知事として三重へ戻ってきていただくまでの御自身の振り返りも含めて、お聞かせ願えればありがたく思います。

また併せて、ここでもう一つ聞かせ願いますけれども、一見知事におかれましては、産学の有識者が構造的課題の改革を目指して結成されました令和国民会議、令和臨調の活動趣旨に賛同されて、22の県の有志の知事で結成されました令和臨調「知事連合」に参加されておられますが、その知事連合では、人口減少に伴う課題の克服などについて、地方から令和臨調と連携した活動を展開されていかれると伺っておりますし、さらに、有志の知事の間では、国が東京一極集中の是正を掲げながら、なかなか効果が現れないことへのいら立ちもあり、直接、世論に働きかけたい考えもおありとのこともお聞きしておりますので、ぜひ、この知事連合に参加された意図と、そして東京一極集中是正に関して知事連合においてはどのような議論があるかについても、併せてお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、御答弁お願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 昨日の夜、ある局のテレビ番組を見ておりました。あえて、どの局というのは申し上げないようにしますが、「どうする家康」という番組なんですけど、そこで、三河に育った人たちが、自分のふるさとに、山に、川に別れを告げて、東国に行くという場面がございました。

そこでは、徳川家臣団の人たちは、もう二度と帰ってこないという決意で、悲しい思いも、寂しい思いも持ちながら、別れを告げて東国に行ったということでございます。

今はそういう時代でもない。そういう制度でもない。私自身も、やがて三重県に帰ってくる、こういう思いを持ちながら、ただ、自分の力も試してみたいし、お国のために働きたい、国民のために働きたいという思いを持って、東京で学生生活も送りましたし、働きもしていたということでございます。

縁ありまして、三重県に帰ってきて、今、働かせていただいているわけです。東京で培った人脈と、そしてその経験、それを三重県のために少しでも

役に立たせたいという思いで、三重県で今、働いておるわけでございます。

多くの人が高校を出て、これ、三重県に限りませんが、東京に行きます。確かに大学の数が東京は多いので、そして東京の大学で勉強していますと、就職は東京かなという感じにもなります。

何でなのかということですが、今、東京に多くの機能が集中しております。金融を含めました経済、東京がこの中心地であるのは間違いないと思います。それから、三権。立法、司法、行政の最高機関は、東京にあります。したがって、東京、ここが一定のダイナミズムを持って、多くの人を引きつけるというのは分からんでもありません。

また、人が多いと、文化やスポーツ、それも東京で堪能することができる、楽しむことができるということです。ただ、文化やスポーツについては、やはり地方でもそれは何とか楽しめるようにしていかなきゃいかんということはあるかと思えます。

資源が少ない我が国、また戦災で荒廃をした我が国が、結局、日本も他国と競合して、競争して国際社会において生きていかなあきませんから、一定の政治や経済機能の集中は必要であると考えます。

ただ、過度な、あまりにも過度な一極集中はよくないと思います。

議員も御指摘をいただきましたけれども、仮に大規模災害が発生したらどうすんのやというお話もあります。

リダンダンシーというのを考えないといけないと思いますし、また、若者や女性が東京に行ってしまうと、なかなか地方の活気がなくなってしまう。

それだけではなくに、先ほど合計特殊出生率、議員からも御紹介いただきましたが、ついこの間、9月の半ばに、厚生労働省が令和4年の出生率を発表しました。全国平均は1.26です。三重県は、何とか1.40でとどまっておりますけど、東京は1.04です。もう1を切る直前まで来ておるということでもあります。

そうしますと、女性、若い男性、これ、東京に行ってしまうと、子どもをつくらないということになりますと、日本全体の子どもの数が減ってくるの

は、火を見るより明らかということで、現に今、そういう状況になっている、こういうことを是正していく必要があります。

国でも、去年の12月にデジタル田園都市国家構想で、2027年度に地方と東京との転入・転出を均衡させると言っておりますけれども、なかなか難しいと思います。

ただ、コロナ禍の中で、例えばパソナグループとか、あるいは、日本ミシュランタイヤとかは、東京から本社を移転させたという例もあります。こういうものをこれから加速させていく必要があると思います。

8月2日につくらせていただいた人口減少対策方針、三重県の方針でございますけど、ここでやっぱり働く場をしっかりと確保していかないかんとすることも打ち出させていただいていますし、ジェンダーギャップの解消が必要だということも申し上げております。

これから2037年にはリニア中央新幹線が三重県にやっけてまいります。そういったものの力も使いながら、そして何よりも、三重県のよさを訴えかけるということによりまして、三重県に来ていただく、あるいはおいでいただく、あるいは三重県に帰ってきていただく、そういうことを進めていきたいと思っております。

令和臨調でもこういった議論がなされております。

令和臨調と将来世代応援知事同盟というのが、また別途あるんですけど、これ実はメンバーある程度重なっております。

そこで、将来世代の応援知事同盟でございますけれども、今年の5月、岩手県で会議がありまして、そこで、東京一極集中からの脱却というのを私も提案させていただきまして、そういった取りまとめがなされております。

また先日、ちょっと残念ながら、私、新型コロナで参加できなかったんですが、令和臨調の議論がウェブでありました。そのときには、多くの知事から、東京一極集中の、私も出席したらそれ言おうと思ったんですけど、そういう話が出てきているということですね。令和臨調ではそういうのが盛り上がってくると思います。

何が申し上げたいかといいますと、国で決めてもらうだけではなくて、やはり知事のレベルで、地方からそういった発信をしていくというのも重要であると思っているところでございます。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） ありがとうございます。

知事の尊い志を果たされて戻ってきていただいた振り返りの経緯の話も含めて、感想も含めてお答えいただきました。ありがとうございます。

先ほど、知事から、いろいろお話もございましたけれども、過度の一極集中はどうかというお考えで、令和臨調との知事連合でのお話も聞かせていただいて、地方から発信していく東京一極集中是正に関しても、地方から発信していくんだというような方向性のお話も聞かせていただいたので、心強い思いを持たせていただきたいと思いますと思うんですが、誰しも、どこに住もうが、どこで仕事しようが自由なんですけれども、しかしながら、もう今や人口減少をどうしていくかということについて語るときに、先ほど知事のお話の中にも、この地方で魅力を発信して、地方へ呼び込む、地方へ定住してもらう、そういうことを一生懸命取り組んで、これまで成果も上げていただいても、それ以上に東京のほうへ集中されていく、流れていくというところの、どうしようもない根っこみたいなものが、これが何とかならないと、人口は増えていくことはすぐにはないか分かりませんが、抑制していく中で、地方と東京圏とのバランスというものが、本当にいびつになってきて、地方から転出超過というものはどうも止めようがない、減らしようがない。

こういう現状ですので、ぜひもちろん地方の取組が、まず重要でございませぬけれども、いま一度、東京一極集中是正、ちょっと先輩議員にこの質問をするって、会派内で言うたら、ちょっともう古いような言葉やなど言われたんですけれども、この根幹が何とかならないと、三重県を含む、三重県だけではなしに、地方自治体というのは本当に減っていくばかりでございませぬので、成果を上げた以上に減っていくばかりでございませぬので、ぜひ議論を喚起していただきたいんですが。

もう一つだけ、もう一度だけ聞きたいんですけども、先ほど、知事連合の話を見せてもらいましたけれども、全国知事会で東京都知事の、いろいろお立場もあって、なかなか話がまとまらないというようなことも聞いていますけれども、全国知事会でも、ぜひこの東京圏一極集中の抜本的なことに関わる、かつては活発な議論があった時期があったとお聞きしております。いま一度、そういう全国知事会でも議論の喚起というものを上げていただけないかということ、いま一度聞かせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○知事（一見勝之） 今、議員がおっしゃられたような、東京に引き寄せられる若い人、学生さんとかあるいは若い人たちが、そういう根っこみたいのがあると。そうやと思います。

そのダイナミズムみたいなものだと先ほど申し上げましたけれども、やっぱり大きな動きがありますし、面白い仕事がひょっとしたらできるかもしれないというので、東京に行くというのはあると思います。それを止めるのはなかなか難しいなと思っております。

むしろ、私たちもそうですけど、東京で働いていると、30代、40代になって疲れてきたなど。なかなかこの水は合わんわと。山もないし、見えへんしというようなことを考えるときもあります。そういう人たちにぜひ帰ってきてほしいということ、やっぱり言うていくのも我々の仕事かなと思ってます。

それで、今回の人口減少対策方針の中には人口還流というのを盛り込んだわけですが。今までみたいなUターン、Iターンではなしに、あらゆる年代、あるいは50代でもいいかもしれません。50代の人に帰ってきてもらったら、ひょっとしたら子どもや孫は三重県に居着くようになる、それもあるかもしれません。そういうことも考えていこうというのが今の考え方でございます。

全国知事会につきましては、もう議員もおっしゃいましたが、いろんな考え方があります。例えば東京都の知事、議員が東京都の知事になっておられたら、東京一極集中の是正というのは、なかなかうんて言いにくいなとい

うのがあると思いますが、今もそのようでありまして、平成28年に緊急決議、東京一極集中是正、これは、全会一致ができたんですけど、そのあと、平成30年に東京の大学の収容人数の増加を抑制しよう、これについて東京都はその後、猛烈に反対をしたと、立場上そういうことなのではないかなと思っております。

全国知事会の場合、全会一致ということでやりますとなかなか難しいところはあるんですけど、先ほどの答弁で申し上げました将来世代を考える知事の同盟でございますとか、そして令和臨調でございますとか、今のままでは、これ、ええわけがないので、そういうことをあらゆる場で熱心に訴えていきたいと思っております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） どうも、度々ありがとうございました。

なかなか難しいことは承知の上でお聞きしたんですけども、もう少し話もさせてもらいたいんですが、あとの質問もありますので、これぐらいにさせてもらいますけれども、どうか令和臨調「知事連合」の活動も背景にしながら、ぜひこの課題、ひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

子育て支援に取り組む上で、今年度の新規事業として創設されましたみえ子ども・子育て応援総合補助金に関して質問いたします。

本来なら、当初予算の審議においてお聞きするべきところも含むかもしれませんが、御容赦いただいて、よろしくお願いいたします。

この補助金は、子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らし実施する独自事業に対して補助することによりまして、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とし、今年度、3億403万6000円の予算が計上されております。

補助金の交付要領によりまして、対象となる事業は、市町において、令和5年度以降に新たに実施する、妊娠、出産から子育て期までを対象とした子ども・子育て支援事業とし、国などほかの補助金等を充当している事業や、

子ども医療費助成の拡充を目的とする事業は対象から除外されるとのことであります。

また、対象事業費の上限額は3600万円で、補助率は、尾鷲市、鳥羽市などをはじめ、人口減少率が高い10の市町は3分の2、その10の市町以外の市町は2分の1となっております。

このみえ子ども・子育て応援総合補助金については、先頃8月に26の市町の53事業に対し交付決定がなされまして、交付決定額は合計3億244万1000円となったとのことであります。

一見知事の下で、三重県人口減少対策方針を取りまとめられ、人口減少対策、少子化対策に注力されていかれる中で、三重県としては、画期的で、今年度の一つの目玉とも言える事業であると思いますし、市町のほうからもおむね好評のようにお聞きしておるところでございます。

そこで、以上のようなことを踏まえて、この事業に関してお聞きいたしますけれども、まずこの事業、交付決定された53事業について、市町でそれぞれ令和5年度の事業展開がなされていくこととなりますけれども、この補助事業を生かして、県としては今後どのような成果を目指して進めていかれるのかお聞きいたします。

そしてまた、併せてもう1点、この事業に関して聞かせていただきますけれども、交付決定された中の継続性のある事業に対する配慮をお願いしたいということについてでございます。

このたび交付決定された各事業の中には、物品の購入など、単年度ごとに結果が明確な事業もあれば、仕組みづくりや場所の確保が必要なもの、また人的配置が必要なものなど、年度をわたり継続して取り組まれようとしている、単年度ごとでは単純に成果が図れない事業もあると思います。

しかし、県の説明では、同じ事業について、次年度以降も申請はできますが、補助対象事業の選定は年度ごとに行うので、初年度に交付決定された事業が次年度以降にも必ず補助対象となるわけではないとの話があったと聞いております。ということは、毎年、次から次へと新たなアイデアを出したほ

うが有利という捉え方もでき、継続してしっかり取り組みたいものを申請してよいものかどうか、市町によってはその辺の判断に困惑されたところもあるとお聞きしております。

いくら県の補助金を受けて実施する事業だからといいましても、市町におかれては、限られた財源の中から負担分も措置して事業を行うわけですから、年度をわたり継続してしっかり効果を根づかせていくための補助の見通しははっきりしないのでは、柔軟な発想で独自性のある工夫を凝らした事業を申請しようと思っても、そここのところで戸惑ってしまったところもあったようです。

そもそもが、この補助事業においては、持続可能な取組であるかということが選定審査の視点の一つにもなっているはずでございます。

そのようなことから、補助金を出す側は、単年度ごとの予算決定によるとはいえ、活用いただく市や町の事業において、持続した取組に必要なものについては、継続して見通しが立てられるように、市や町の立場に立った配慮をお願いしたいと思っておりますが、子ども・福祉部のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） みえ子ども・子育て応援総合補助金の目指す成果であるとか、継続した取組が必要な事業への配慮をどう考えるかについてお答えします。

議員からも御紹介がありましたように、この補助金については、住民サービスを担う市町について、子ども・子育て家庭への支援により一層取り組んでいただけるように、本年度からスタートしたものです。

市町だけでは財源確保が難しい新たな取組に対して補助することで、住民ニーズを踏まえた市町の創意工夫を引き出し、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実につなげていけたらと県としては考えております。

令和5年度の取組状況としては、26市町から合計で103事業というたくさんの方の事業の申請をいただいております。

いただいた事業につきましては、例えば、子どもの権利擁護であるとか、子ども食堂に取り組んでいただいているような子ども・子育ての支援団体の皆さんや、子育て真っ最中の母親などで構成する選定委員会での意見も反映しながら、8月に53事業について交付決定をしたところでございます。

この53事業の中には、例えば、子育て家庭に先輩のお母さんが育児用品を届けて、届けたところで母親からのいろいろな子育ての悩みを聞くとか、あと、夏休みとか長期休暇中の子どもの居場所づくりを、いろいろなシルバー人材センターとかの協力も得ながらつくとか、本当にほかの市町にとっても参考になるものが幾つもありましたことから、採択した事業の概要を全ての市町に情報提供したところでございます。

今後、各市町で実施された事業について年度末までに結果報告をいただき、利用状況であるとか子育て家庭の声など、効果を把握していきたいと考えています。

その上で、効果の高い取組について、実施した市町が事業を進めるに当たって苦労した点であるとか、効果を引き出すためのポイントなど、他の市町に紹介する場を設けるなど、様々な機会を通じて情報共有を図り、地域の実情に沿った取組が広がるよう支援してまいります。

また、今年もあったんですけど、医療的ケア児とか発達支援が必要な子どもたちを支える人材育成とか、地域の皆さんがみんなで子育て家庭とか妊産婦を支える、そういう取組については、議員からもあったように、本当に単年度で出来上がるものではありません。複数年かけて段階的に取り組む必要がある事業につきましては、将来を見据えた持続可能な取組として評価し、積極的に支援していきたいと考えています。

令和5年度に交付決定した事業につきましては、必ずではありませんけど、次年度以降も申請できますので、そういう継続してやる目的等もしっかり教えていただきながら、市町にこうした県の考え方も丁寧に説明しながら進めていきたいと考えております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） 答弁ありがとうございました。

みえ子ども・子育て応援総合補助金について、成果を検証して、またよいものについては横の展開、ほかの市町にも紹介しながら、横の展開も図られて、恐らく、いいものについては定着させていかれるというようなことだと思いますので、期待させていただきたいと思いますし、もう一つ質問させていただきました持続性、継続性が必要な市町の事業については、はっきりとは何かお答えいただけなかったように思いますけど、恐らく、単年度主義でするので保証はできないということでしょうけれども、恐らく、その市町のお立場で続けていかなければいけないものについては、御配慮をいただけるものだというお答えをいただけただと私は解釈しておりますので、どうぞその点は続くように、よろしく願いたいと思います。

そこで、もう一つ再質問をさせていただきたいんですけども、お聞きしているところでは、この事業期間は3年間ということで、令和5年度から令和7年度を想定しておられて、3年実施後には、事業効果を検証して、継続の可否を判断するとのことでございますけれども、この事業の3年後ですけれども、継続の可否を判断するための効果の検証というのは、この3年後に続けるとか続けないとかの効果の検証というのは、どういうふうに進められていくのか、いま一度このことについてもお聞かせください。

○子ども・福祉部長（中村徳久） この補助金だけではないんですけど、新しい事業については、やっぱり一定期間経過後に事業効果をしっかりと検証した上で、必要な見直しを行っていくということが重要であると考えています。

このため、この総合補助金については、事業期間を3年とし、3年目にその効果を検証した上で継続するかどうかも含めた、可否を判断していくこととしております。

具体的には、令和7年度に、それまで市町において実施されてきた事業の効果であるとか、他の市町への広がり状況、また、3年目になっても、新たな視点の事業がまだまだどんどん出てくるか等、そういうことも踏まえて、本補助金による効果を総括していく予定としております。

総括した内容に応じて、例えば効果が高くても、いろんなところで取り組んでほしいような事業については、別途支援制度を創設するというようなことも含めて、様々な対応が考えられると思っております。

また、3年間の間には、今、国のほうで、令和5年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針に基づき、様々な施策も制度化されてくると思っております。

こうした状況の変化も踏まえながら、県としましては、地域の子ども・子育て施策がより一層充実したものになるよう、今後も市町の意見をしっかりと聞きながら、検討を進めていきたいと思っております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） 再度ありがとうございました。

3年後に向けて、この事業のそれぞれの市町の取組の効果の広がりがあるかどうか、また3年後にも、まだまだ、これから市町の新たな取組が出てくるかどうか、そういうことも含めて検証して、そのときの判断にされていかれるということであったようにお聞きしました。よろしく願いたいと思いますけれども。

ちょっと、もうこれぐらいにしたいところなんですけれども、要望だけ添えさせていただきますが、なかなか市や町のほうでも、もちろん厳しい苦しい財源の中から、このように補助金を頂けるということは、新たに事業を起こそうと思っていたところに、なかなか市町のほうでも財源がないので、ちょっと先送りしたり諦めていたところに、こういう補助金がつくということは、市町のやる気を後押しすることにもなりますので、本当に意義があることだと思います。

先刻も、市や町のほうから、これは本当にええことなので、ぜひ末永く、短期じゃなしに長期に考えていただいて、ぜひ続けていきたいというお声も聞きましたもので、このことの要望を添えて、この質問を終わらせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思っておりますけれども、依然と

してなくなる特殊詐欺被害への対策について質問をさせていただきます。

一般質問初日に、今井議員のほうからも特殊詐欺について触れられておられましたけれども、私も重ねて質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

依然として、特殊詐欺の被害が後を絶ちませんけれども、新聞を見ておりますと、特殊詐欺事件の記事が、最近、頻繁に掲載されておりまして、その件数が多くなってきているのではないかと感じられます。私の身近な地域でも被害に遭われた方がございましたし、また三重県内で発生した被害の中には、被害額が巨額な事例もございます。

特殊詐欺の最近の現状については、先日の今井議員の御質問の際に、警察本部長より御報告があったところでございますけれども、令和5年8月末現在で、認知件数は184件、前年の同時期と比べて110件もの増加、被害額においても3億8320万円、同じく前年の同時期と比べて2億630万円増加しているということで、この8月の時点で既に前年の1年間の被害を上回ってしまっており、この状況で年末まで推移すれば、今年の特種詐欺被害はさらに著しい増加が想像されます。

ここで、今申し上げた状況を改めてグラフに作っていただきました。（パネルを示す）これ、警察本部に作ってもらったんですけども、棒グラフのほうは認知件数でございます。折れ線グラフ、赤い折れ線グラフが被害額でございますけれども、過去5年間遡って作ってもらいましたけれども、その年その年によって増減あるんですけども、大体、令和4年、去年ぐらいから多くなってきて、先ほど話させていただいた今年8月の時点で、もう既に184件の認知件数、被害額は3億8320万円ということで、8月時点で去年の1年分を上回っておりまして、これが今年の年末になってまいりますと、どこまで増えていくのかなということで、大変不安になってくるところでございます。参考に見ていただきました。ありがとうございます。

このように増加いたします特殊詐欺の被害を、我々は県民を挙げて何としても抑え込んでいかなければなりません。

特殊詐欺の被害の実情をお聞きしますと、全体においては依然として被害者の7割を高齢者が占めているということでありまして、また一方で、オレオレ詐欺とか還付金詐欺など、10類型に分類されるとお聞きしておるんですけども、その中で、大幅に発生件数の増加が見られている架空料金請求詐欺については年齢を問わず増加しているとのことです。

特殊詐欺による被害がなかなかなくなる中で、三重県警察におかれては、この特殊詐欺撲滅に向けた特殊詐欺被害防止対策事業によって、継続的に県民の皆さんの御協力もいただきながら、広報啓発など様々な取組を推進していただいております。

ここでまた、チラシの映写資料を見てみたいんですけども、(パネルを示す)今年には特に、三重県出身の俳優、小倉久寛さんに「サギに負けやん大使」として就任いただいて、より関心を持ってもらえるような取組を行っていかれると聞いております。

これ、見せていただきますと、「いやいや、ワシが騙されるわけないやろお〜!」と大きく書いていただいてございますけれども、ワシが騙されるわけないやろお〜!という方ほど危ないということ、私も県民の皆さんにこの場でお伝えさせていただきたいと思っておりますし、下のほうに、この「過信は禁物です!!」、私がだまされるわけないやろうって過信せずに、自分にもあり得ることだという気持ちでおっていただきたい、そのように、私のほうからも県民の皆さんにお伝えをしたいと思います。

しかしながら、このように新たな取組も講じられながら、粘り強い努力を続けていただいている中であっても、今年は認知件数、被害額ともに、さらに増加している状況は、全く悔しい思いであります。

特に、高齢者の方々が、長年御苦労をされながら蓄えられてこられた老後のための尊いお金を、言葉巧みにだまし取る犯罪を許せるものではありませんし、もちろん、高齢者だけでなく、誰もが被害に遭うことのないようにしていかなければなりません。

昨今の被害の状況を鑑みて、難波警察本部長におかれては、先月8日の警

察署長会議におかれて、非常に深刻な状況とされ、対策を強力に推進すべく旨の訓示をされたとお聞きしております。

そこで今回、この特殊詐欺への対策について質問をさせていただきますが、なぜ被害が著しく増えてしまっているのか。その原因をどのように捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、増えている現状を踏まえて、さらなる対策はどのように行っていくのか、県民の皆さんに訴えていきたいことも含めてお伺いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 本年の特殊詐欺の被害は、先月21日に200件を超え、被害額は約4億860万円と極めて深刻な状況です。

被害者のうち、高い割合を占めているのは、依然として高齢者ですが、サポート名目等の架空料金請求詐欺の手口では、幅広い年齢層で被害が発生している現状です。

被害が増加している要因については、特殊詐欺グループが極めてこうかつ、巧妙なマニュアルを作り、多くの失敗や成功により悪事の練度を上げているのに対し、被害者側では、いまだ多くの高齢者等に、自分は被害に遭わないという思い込みがあること、独り暮らしの方であれば、身近な相談者がいないことや、迷惑をかけたくないという思いから子どもや孫への相談をためらってしまうことなどが考えられます。

こうした実態を踏まえ、高齢者の方々が、そもそも詐欺の電話受けずに済むよう遮断しておくことがまず第1の柱として、自動通話録音警告機の貸与事業と、同種機器設置の普及促進、簡易型自動録音機の無償配布、NTTによるナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエスト高齢者無償化の周知などに取り組んでいるほか、毎月15日を特殊詐欺撲滅の日とした広報啓発、金融機関やコンビニエンスストア等との連携による水際対策の強化などの被害防止対策を講じているところです。

今後、県警察では、効果を体験してもらう形での防犯機能付電話機の普及

促進、本県にゆかりのある俳優の小倉久寛氏を起用した発信力の高い広報啓発活動を行うなど、県民が犯人グループからの電話を受けない、かつ県民の警戒心、抵抗力を向上させる広報啓発を強化して被害防止に取り組んでまいります。

県民の皆様には、特殊詐欺の電話がかかってくることは、全く珍しいことではないこと、また、自分はだまされることはないと考えていた人が、実際に被害に遭ってしまった実例が多数あることをよく御認識いただき、少しでもおかしいなと思ったときには、迷わず、ためらわず、警察または御家族等に御相談していただくよう、お願いしたいと思います。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） ありがとうございます。

どうか県民の皆さんの安心のためにも、さらにお取り組みいただきますように、改めてお願いさせていただく次第でございますが、もう少しだけ、簡単にお聞きかせいただきたいことがあるんですけども、先ほど答弁いただいた中の繰り返しになるのかもしれませんが、先ほど独り暮らしの方々、やはり多いというお話ございましたけれども、特にこの独り暮らしの方々の対応というものを、特に検討されておられることがありましたら、再度、お聞かせいただきたいと思っておりますし、そしてやはりこの特殊詐欺ですけども、手口が巧妙かつ複雑ですので、なかなか本当に捜査が難しいということはお察しするわけなんですけれども、やはり犯人は当然、検挙され、処罰されるべきでありますので、この三重県で発生した特殊詐欺の検挙の状況に関しても、この機会に併せてお聞きしたいんですけども、再度お願いいたします。

○警察本部長（難波正樹） 県警察としましては、高齢者に対する特殊詐欺被害防止対策として、特に70歳以上の独居高齢者に対する交番や駐在所員などによる直接的かつ個別的な巡回連絡を行っております。

具体的には、警察官が高齢者宅を訪問し、高齢者が理解しやすいよう被害に遭わないための注意点と題したチラシを交付するとともに、電話でお金に

関する話が出たら詐欺、と簡潔明瞭な注意喚起を行っております。

また、訪問した際、相手方の同意を得た上で、固定電話機を直接確認し、留守番電話機能が備わっている場合には留守番電話の設定を行い、備わっていない場合には、自動通話録音警告機対応事業の案内などを行っております。

ひとり暮らしの方々が安心して相談ができるよう、子や孫世代に対しても、日頃から家族間の連絡を取るよう働きかけを行ってまいります。

特殊詐欺の検挙状況につきましては、昨年は39件、18人を検挙し、本年は8月末現在で、昨年同期を上回る30件、14人を検挙しております。

特殊詐欺の広域性、組織性から、県警察では、発生した事件に対し他府県警察とも緊密に連携しつつ、受け子や出し子の検挙、さらに、指示役などへの突き上げ捜査を推進しております。

また、犯行ツール対策として、悪用された預貯金口座の凍結や電話番号の利用停止措置、携帯電話機や通帳等の不正譲渡といった助長犯罪の取締りにについても、鋭意推進しているところであります。

被害に遭われた方の財産的損害や精神的苦痛は甚大であります。人の誠実な心や家族への愛情に付け込む卑劣な特殊詐欺に対し、県警察といたしましては、初動捜査体制の強化、他府県警察との連携強化、捜査情報の収集分析力の強化など、捜査力のさらなる向上に取り組み、検挙、摘発の徹底に一層努めてまいり所存でございます。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） どうもありがとうございました。

どうか、ぜひ県民の皆さんのために、今、この増えてきている特殊詐欺に対しまして、毅然と向き合っていていただいて、御努力をいただきますように、重ねてお願いさせていただきまして、時間も残り少なくなりましたので、この質問を終えさせていただいて、次に移らせていただきます。ありがとうございました。

残り時間あと少なくなってきましたが、最後に、J-クレジット制度を活用した森林整備についてということで、質問をさせていただきます。

本県の林業は、森林資源の約8割が利用期を迎えていると言われておりますものの、木材需要や林業従事者の減少、森林所有者の関心の低下などによりまして、適正な管理が行われない森林が増加しております。

そのような中で、今、カーボンニュートラルの実現に向けて、多様な主体による取組を進めていくために、国のJークレジット制度の活用が進められており、三重県でも、このJークレジットを活用した森林整備への新たな取組が始まっていることから、ぜひこの活用を県内に広めていただいて、森林整備になかなか手をつけにくい現状の地域も含めて、森林整備を進めるための新たな手段になればと願う次第でございます。

Jークレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、また適切な森林管理によるCO₂等の吸収量などをクレジットとして認証し、認証分のクレジットを発行する国の制度で、そのクレジットは売買できるものでございます。

県では、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに取り組む中で、農林水産部におかれては、今年度、カーボンニュートラルの実現に向けた林業GX推進事業を立ち上げられまして、CO₂吸収源対策を契機とした林業等の活性化に取り組まれており、今年度は、Jークレジットを活用し、手入れの遅れている森林整備を促進していくため、県行造林をモデルにした認証取得の実証などを進めておられると伺っております。

そこで、農林水産部長にお聞きいたしますけれども、Jークレジット制度を活用した森林整備の促進に向けて、県はどのように取り組んでおられるのか、また、今後に向けた県内における活用の普及に関しては、どのように考えておられるのか、お答えください。よろしく願いいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） Jークレジット制度を活用した森林整備について御質問をいただきました。

御紹介いただきましたJークレジット制度につきましては、林業事業者や企業からの相談が増加しておりまして、このような関心の高まりを背景に、

県では、今年度から名張市にあります県行造林をモデルとして、クレジット認証を取得する取組を進めております。

具体的には、認証に必要な事務手続ですとか、間伐などの森林整備を実施しまして、効率的な認証取得に向けたノウハウを得ることとしております。

また、今後の制度の普及を見据えて、必要となる森林の成長予測などのデータの整備を航空レーザー測量の成果を活用して行っております。さらに、ドローンや測量機器などの導入に対する支援も行っているところでございます。

今後は、このモデル事業から得られたノウハウを市町や林業事業体と共有して取組の拡大につなげていくとともに、このクレジットをより効果的に販売していく手法の構築に取り組んでまいります。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） ありがとうございます。

ぜひ、県がモデル事業として得られたノウハウを、市町や森林に関わる関係団体などに普及定着をさせていかれるということでございますので、ぜひ積極的にお取り組みいただいて、お願いしたいと思うんですけれども、ここで、再質問として、県行造林に関わって、いま一度お聞きさせていただくんですけれども、今年度、県行造林をモデルに認証取得の実証などを進めておられるとのことですが、県内各地に、14市町に33か所ございます県行造林の整備ですが、近年においてはほとんど費用の手当てもなく、ここ10年ほどの間、どこの県行造林においても整備がほぼ手つかずのままになっていると伺っているところでございます。

ちなみに、私の地元のいなべ市にも県行造林はございますけれども、ここでちょっと、資料の映写をお願いしたいんですが、（パネルを示す）細かいんで申し訳ないんですけれども、県行造林というのが、改めて御存じやと思いますけど、県行造林というのが、県内14市町に33か所ということで、今、お話しさせられましたけれども、どれだけあるかというイメージをつかんでいただけたらと思ひまして、これ、農林水産部に県行造林の位置図をもらい

ましたんですが、この赤い点、細かくて分かりにくいですが、赤い点が点々となっているところが、県行造林があるところでございます。これは、御存じのように、三重県がかつて土地所有者と分収契約を結んだ造林事業をすべくところで、箇所でございます。

三重県の北から南まで33か所、14市町にわたってあるということで、そのイメージだけでもつかんでいただければと思ひまして、これ、示させていただきました。

県行造林につきましては、県に責任がもちろんございます。今年は、名張市の県行造林でモデル的に取組を始めていただいているとのことでございますけれども、県行造林自体が、整備が進んでいないわけでございますので、ぜひ、このJークレジットを活用して、県行造林を、ぜひ計画的に順次、整備を進めていただけたらどうか。もちろん市町であるとか、また関係団体にモデル事業の成果を広めていただくのは、もちろんこれは大事でございますけれども、一方で、県行造林自体もこのJークレジットで計画を立てて、なかなか手つかずの状態であるわけでございますから、進めていただけたらどうかということをお聞きしたいんですけれども、このことについてお考えをお願いいたします。

○農林水産部長（中野敦子） 県行造林についてですけれども、木材価格の低迷などから、売払い収入が減少してなかなかその整備を行うことができない状況となっておりますが、このJークレジット制度は、新たな収入を確保して、継続的に森林整備を行える有効な手段だと考えておりますので、このクレジットの販売収入を確保して、これを活用した森林整備の実施というサイクルを確立して森林整備を進めていけるように、積極的な取組を進めてまいりたいと考えております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） どうも再度ありがとうございました。

県行造林のほうにおいても、このJークレジットを活用して整備をしていくサイクルをということで御答弁いただきましたけれども、ぜひそのサイク

ル計画をつくって、順次この県行造林自体もJ-クレジットを活用して、整備をお願いいたしたいと思います。

それとあと、また、要望になりますけれども、カーボンニュートラルの実現に向けましては、森林以外にも農地における炭素貯留であるとか、また、海のブルーカーボンなどの取組も進められていると伺っております。

こちらについても、今後、また三重県の特性を生かしながら、普及や活用に向けて、しっかり取組も併せて進めていただければなど願っておりますので、このことも要望を添えさせていただきたいと思います。

これで、四つ目の質問、終わりました。

時間が参りましたので、これで今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、松浦慶子議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。34番 東 豊議員。

〔34番 東 豊議員登壇・拍手〕

○34番（東 豊） お許しをいただきました関連質問をさせていただきます。

会派草莽、東豊です。どうぞよろしく申し上げます。

松浦慶子議員の一般質問、初陣ということで、大変こちらでも緊張しながら聞かせてもらっていました。その中で、田卓対話の取組と、熊野古道伊勢路の世界遺産追加登録についてと題しましたところで、項目三つ挙げましたが、時間の関係で、まず教育長にお尋ねします。

アクションプログラム追記編というのが協働会議でうたわれています。

これは、こちら側かもしれませんが、その中で、追加登録につきましては和歌山県と連携を取ってやるということがはっきり書かれております。

来年20周年、6年後が25周年ということで、大変、ステップを上げないといけないという御説明をいただきました。連携を取っていくべきだということで、以前から、従前、申し上げてきましたが、その状況と見込みというのをお聞かせいただければなと思います。和歌山県との連携ですね。

○教育長（福永和伸） 和歌山県との連携ももちろん重要なんですけども、この追加登録は、やはり奈良県も含めた3県の連携が重要ということで、3県協議会において協議をしています。

昨年度は、対面会議で5回、オンライン会議で3回の会議をしておりますし、今年度はオンラインで4回、さらにこの後2回の対面の会議を予定しています。

この協議の場では、追加登録に向けまして3県で緊密に連携を取り合うことを前提にしまして、国史跡の指定に向けた動きの進捗ですとか、世界遺産追加登録に向けました方向性につきまして、情報共有や意見交換を行っているところでございます。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） ありがとうございます。

3県ということなのですが、これはちょっと後で知事に質問します。去年、3県知事会議が熊野古道センターで行われて、実は3人ともいらっしゃればいいんですが、それぞれ任期があって交代されて、今、一見知事一人で、あとは新しい知事がなられたんですが、その連携もぜひ続けてやっていただ

いていると思いますが、そのことも後で、お聞きします。

次に、先ほどの答弁の中で機運の醸成ということがうたわれておりますし、これからも取り組んでいくということなのですが、関係自治体が全部で9市町あるわけなのですが、特に、玉城町から大台町、大紀町、多気町、この辺の自治体と、それから関係者の機運の醸成について、より積極的に行う必要があると思います。

続けて質問しますが、その機運の醸成の在り方について取組をぜひ積極的にやっていただきたい。しかも、来年登録20周年ですので、この機をすく活用して、今年から機運の醸成を徐々にスピードアップして行って20周年に取り組むべきだと思っています。

この時点で、常任委員会もあろうかと思いますが、来年度に向けた取組、そして今年、特に大事な年ですので、今年から情報発信をぜひしていただきたいと思うんですが、局長の御答弁をいただければと思います。

〔下田二一地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（下田二一） 世界遺産登録20周年に向けましては、やはり議員おっしゃるとおり、早い時期から取り組んでいくことが非常に大事だと思っています。

実は、昨年の年末に準備会議というのをさせていただきまして、10周年ですとか、15周年のときにこういうことをしましたというのをまず共有させていただきまして、あと、今年につきましては少し予算を認めていただいていますので、歩いていただくための受入れ環境の整備ですとか、それから保全に関する仕組みづくり、それから、それと併せましてプロモーションというのも少し取り組んでいこうと思っています。

その中で、来年2月から3月ぐらいにかけまして、踏破ウォークを始めていきたいと考えております。

それと、あと関係の、当然市町ですとか、関係の団体とも共に盛り上げていく必要があると思っていますので、早い時期に、年内、11月ぐらいをめどに実行委員会的なものをつくりまして、情報共有ですとか、こういった連

携ができるのかという議論を進めていきたいと思っております。

[34番 東 豊議員登壇]

○34番（東 豊） ありがとうございます。

残り5分です。私、後で知事に御答弁いただきたいと思っています。

この3県知事会議の話もあるんですが、地元、20周年に非常に期待しています。

私、事前に市長とか町長とかお話を、限られたところですが、お聞きしましたら、県がどういう姿勢なのか、どういうことをやるのかということのを待っている。待たずにどんどん出してくださいって申し上げたら、やっぱり大きい県がこういう形でやりたい、例えば大きなシンポジウムとか多分やるんでしょねみたいな感じで言っていっちゃいました。

早いうちにやることも大事だし、それから、先般、前回の定例会議で熊野古道、ぜひ歩いてくださいとお願いしましたら、知事、先般歩いていただきましたことを、地元の語り部も含めて、案内、保存の方たちと一緒に歩くというのが、すごく機運の醸成につながるんだと多分実感されたと思います。

これは、2月、3月と多分、通して歩く踏破ウォークを計画するんだというお話を今いただきましたが、どうか、女鬼峠からもっと南、できれば瀧原宮までは非常に田園風景があって歩きやすいし、そんな山道でもないの、折に触れて、知事御自身が機運の醸成の旗印になっていただくと、地域住民の関係者の方々、非常に機運が盛り上がると思います。

そして、これも御感想をいただきたいんですが、インバウンドの関係があります。

インバウンドの関係は、知事はパリ、フランスが非常にお詳しいのでいらっしゃるわけですが、やっぱり長いトレイルで歩きたいという中でロングストリートというのも出ていましたが、私は伊勢路の最も優れたところ、優位性は、レールという鉄道と、それからウォーク、これセットにできる、江戸道、明治道、それから昭和道、それから鉄道、海岸線、ずっと並走しているわけですね。そこが非常にユニーク。プラス、あと、和歌山県に倣わな

きやいけないのはバスなんです。バスとの連携を、やっぱり交通機関を駆使して、来年度、こういうことで一気に醸成を盛り上げていくという形のことをおやりになられたら、知事の御所見を賜りたいと思います。

○知事（一見勝之） 熊野古道につきましては、議員から御指摘もいただきました、やっぱり県として、しっかりとこれは県内にも県外にも打ち出していくんだという思いを持たないといけないと思っていますし、県庁内、そういう機運が今盛り上がりつつありますので、これをいかに形にしていくかということやと思います。

来年の年初、早い時期に、実は先ほど御質問いただいた3県知事会議、令和4年11月に前のメンバーでやりましたときには、熊野古道、しっかりやりましょうということやったんですけど、この7月に新しいメンバーで話をしました。

私のほうから、首都圏でサミットを開きませんか、熊野古道サミット。我々だけではなくて、首長も入っていただいてやりましょうよという、これは大賛成ということでいただきましたので、あまり早い時期にやっても薄れてしまいますから、年初ぐらいにそれをやろうということで、今、準備をしております。できたら、全ての首長に入っていただいて、東京で3知事と一緒にやっていただきたらと思っていますところでございます。

それから、歩くことについても議員からもお話をいただきましたので、私がそれで、その機運醸成になるのであれば、歩かせていただきたいと思っています。平たん地じゃなくても大丈夫です。山道も歩きますので、ぜひ、いいところを教えてください。

レールも使いながらというのは、あると思います。東海道を歩く人、新幹線で行って帰ってきて、また新幹線で行って歩くというのは、ありますから、熊野古道は、ある意味それができるところであると思いますので、そういったところでしっかり頑張りたいと思います。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） いよいよ、もう20周年は間近でございますので、知事の今

の御答弁をいただきながら、地元と共に、一緒に機運の醸成、目標とする20周年、それから25周年の追加登録に向けて、教育長もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中森博文） 次に、日沖正信議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。40番 三谷哲央議員。

〔40番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○40番（三谷哲央） 新政みえ、桑名市・桑名郡選挙区選出の三谷哲央でございます。改選後、初めてこの演壇に立つと、やはり何となくうれしいものでありまして、やっぱり議員になってよかったなという、そういう思いがしております。

日沖議員の東京一極集中について、関連して幾つか知事にお伺いしたいと思いますが、地方創生という言葉は、もうかなり使い古されていますが、地方創生の二つの目標というのは、一つは東京一極集中の是正、それからもう一つが少子化対策、これが2本柱です。

これは、地方創生そのものに対する評価というのは非常に否定的なんですが、目標とするところはそう間違っていないのかなと、そんな思いがしております。

先ほど、日沖議員への知事の答弁で、あまりにも過度な東京一極集中はいいかかなものかというお話がありました。あまりにも過度、じゃ、適度な東京一極集中というのはいいかという話になってくるわけです。

今、東京へ行かれますと、御案内のとおり、至るところで大規模再開発が行われています。六本木ヒルズなんてもう古くって、何とかヒルズというのが幾つも、麻布だとか何とかできたり、八重洲の再開発だとか丸の内の方でもやっています。こういう大きな動きの中で、東京一極集中、これ、是正していくってのは非常に困難な話だと思いますが、適度な一極集中も含めて、知事のお考えをまず聞かせたいと思います。

○知事（一見勝之） あまりにというのは、あんまり意味がなくて、過度なというのはやっぱり避けないかんと思っているところでございます。

一極という言葉に重きを置けば、一極集中というのはあまりよくないというのが事実でございますが、先ほども申し上げましたように、資源が少ない我が国で、ある程度の集中をしながら国力を維持する、これはやむを得ないところかなということで申し上げたところでございます。

ただ、オーバーツーリズムを考えていただければ分かると思うんですけども、やり過ぎということは、様々な弊害を生みます。今、日沖議員の御質問にもありましたように、日本が継続して発展する可能性が、東京に集中し過ぎることで、できやんようになっていくんじゃないかと、こういう問題もあります。それは是正をすべきであると思っております。

例えば、これは三井住友銀行が調査をした、今年の9月ですか、発表しておられますけれども、国によって人口はどれだけ集中しておる、首都に。そしてGDPがどのぐらい集中しておるか、調べておられます。

単極型、これ一極ということですけど、これは日本とか韓国でございます。双極型、二つの中心があるというのは、カナダとかオーストラリア、多極型、アメリカとかドイツ、イギリス。そういったところございまして、どこがいいのかって一概には言えないかもしれませんが、でも、あまり集中し過ぎるというのは様々な弊害をもたらすと、そういう意味で申し上げました。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 確かに知事のおっしゃるとおりで、じゃ、どうやってその人口の東京一極集中を是正していくのかという、その具体的な話になってくるわけです。

先ほど、知事は答弁で、立法、行政、司法、この三権が東京にある。また、金融を中心とした経済の中心地が東京であると。やはり、こういう流れの中で、こういう構造の中で、東京一極集中を是正しようと思っても、これはなかなか難しい。

国立大学の定数を減らすとか、そういう小手先の話とか、また、コロナ禍でテレワークが進んだので、少しは東京から外へ出てくれるかなと思っても、ほとんど東京近郊でとどまってしまっている。

やはり、ここのところに大きなメスを入れていかないと、東京一極集中というのは是正できないのではないかなと、こう思います。

古い話で恐縮なんですけど、かつて首都機能移転という話があったんですね。1999年、全国で三つの候補地が挙がりました。栃木・福島、それから岐阜・愛知、そして高速道路が整備されればという条件がついて、我が三重県の三重・畿央と、こういう三つの候補地が挙がって、当時は、大変、三重県も沸いたものです。

国土交通省も結構旗を振っていたと僕は理解しているんですけども、いつの間にか、うやむやになって、国会決議までしたのが、あれは一体何だったんだろうかと思うんですけど、やはり、こういう発想、首都の機能を、先ほど幾つか世界の例を挙げられましたが、ある程度分散していくということではなければ、人口の一極集中の是正なんていうのはできないと、こう思っています。

どうでもええ話なんですけど、首都機能移転が決まったときに、決まったというか議論になったときに、この三重県議会でも、首都機能移転・地方分権推進調査特別委員会というのができまして、その委員長に私、なったんですけど、ほとんど何の力にもならなかったですけども、三重・畿央に展望台ができて、みんな見に行きましたよ。

あの展望台、今、どうなっておるか、ちょっと分かりませんが、それができたり、それからラッピングの電車が走ったり、たしか津の駅にも大きな看板ができたような記憶もあるんですけど、それも全部、今や消えてしまっています。

しかし、こういう今の社会の構造そのものを少し変えていくという大胆な議論というのがなければ、東京の一極集中なんていうのは是正できないと、こう思っています。

先ほど、日沖議員の質問で、知事会での議論が少し話題になりました。ぜひ、知事には、知事会でそういうぶつと議論をぜひしていただきたいなと、こう思うんですけど、改めて知事のお考えを聞かせてください。

○知事（一見勝之） 平成11年でしたですか、三重・畿央地域が、首都機能移転の対象ということで、たしか、私、夏休みかいつか帰ってきたときに、県庁の前の駐車場のところにも、三重県に首都機能ってたしか書いてあったような気がします。

〔「ありました」と呼ぶ者あり〕

○知事（一見勝之） やはりそういう議論というのは非常に大事なことであります。

他方、現実に立ち戻りますと、東京の今の機能をどこかの地域に移すというのは、これ、なかなか難しいと思います。

ただ、議員がおっしゃったように、一部の機能であっても首都の機能をどこかに持っていくというような議論をちゃんとやるべきであると思いますし、一極集中というのはよくないんだということを、知事の間で共感を持つというのが重要でございます。

知事会議でできるかどうか、これ、事務局とも話をしながら進めていかなといかんというのは、反対される知事もおられると思いますので、ただ議論は恐らくできなくはないと思いますので、今後もそういった機会をうかがってまいりたいと思います。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 前の首都機能移転のときは、最大に反対されたのは、元東京都知事の石原慎太郎さんが大反対で、なかなか議論が前へ進まなかったと思うんです。

リニア中央新幹線が2027年、なかなかまだ難しい見通しがありますが、新しくリニアの時代になったときに、やはりこういう議論というのは、東京の様々な機能というものを地方に移していくと、地方に移すというのは単に権限とか、行政府が動くだけではなしに、発想そのものが変わってくるからなんですよね。

霞が関で物事を、地方のことまで含めて考えているんじゃなしに、地方から日本のことを考えていくという発想の転換にもつながってくると思います

ので、なかなか、それは、知事だけの御判断で、知事会で議論というのはなかなか難しいかも分かりませんが、こういうところにやっぱり一步踏み出すということをや、やっぱり三重県としてぜひお願いしたいと思います。

知事、改めてもう一遍、決意を聞かせてください。

○知事（一見勝之） 議員からハツパをかけていただきました。しっかりと頑張りたいと思います。

霞が関で働いていまして、地方出身者が本当に少なくなっただです。私が入ったときは、3分の2ぐらいは地方出身者、今は東京出身者ばかりではないですが、周りの人も含めて、関東の人多いんですよ。それでは、やっぱり地方の事情は分からないと思いますので、リニアも活用しながら、しっかりと頑張ってもらいます。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） それでは、知事のほうにエールを送らせていただいて、終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明3日から15日までは、委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月16日は定刻より各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時51分散会